第6次敦賀市総合計画審議会審議結果等

敦賀市総合計画審議会事務局 (敦賀市企画政策部政策推進課)

目 次

I	字	女賀 市絲	给合言	計画	審議	会0	D設	置領	争																
	1	敦賀下		合計	画審	議会	設	置弅	€例	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1
	2	敦賀下	 片総で	合計	画審	議会	達	営男	巨綱	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 3
	3	敦賀下		合計	画審	議会	会に	おに	ける	第	6 Z	字字	て賀	市	総	合言	計[画色	负分	三 経	遥	•	•	•	• 4
	4	敦賀下		合計	画審	議会	融	問•	委	員	名簿	筝•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 6
	5	第1回	可敦了	賀市	総合	計画	審	議会	<u>></u> •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 8
П	字	女賀 市糸	念合言	計画	審議	会の	審	議糸	吉果	:等															
	1	基本相	生相 4	空に	関す	スタ	₹議	結果	三垒	•															
	_)第1							-	るョ	七次	マ第	环	てド	審	議組	古具	果勻	≨ <i>O</i>	李(}告				. 8
	•	2) 総台										\ \/ 1\		. •	ш	13,20/1	·H /	, ,	1	· 11	` []				O
	\ _	, ,,,,,,,,	4 P1 F	— ш	FIX -	//*		第1				こよ	いけ	る	審	議	法!	果勻	≨♂	幸 (岩岩		•	•	11
	(3	3) 総台	計信	画審	議会	一				,		,	,	•	щ,	132	н/	, ,	•	1 1	ч —				
		, ,,-2 ,		-, д		Н		第1				こよ	3け	る	審	議	法具	果等	牟⊄	幸(岩				13
	(4	1) 総台	計信	画審	議会	「盾						·			Д.,		-		•	1,					
	`	, , , - ,	, , , ,	, 14		,		第1				こお	らけ	る	審	議	洁!	果气	争∅.	操 (告				16
	(5	5) 総合	計信	画審	議会	「倭	建康	福祉	<u> </u>	衛生	主権	見光	治	会]										
								第 1	旦	審詞	義に	こお	らけ	る	審	議	洁!	果等	争∅.	幹(岩			•	18
	(6	5) 総台	計信	画審	議会	「孝	效育	文化	二部	会」															
								第 1	□	審詞	義に	こお	らけ	る	審	議	洁!	果等	争の	幹(告		•	•	20
	(7	7) 総台	計信	画審	議会	· <u>[4</u>	E活	環境	語	会」															
								第 1	口	審詞	義に	こお	らけ	る	審	議	洁!	果等	争の	幹(告		•	•	22
	(8	3) 総台	計信	画審	議会	「彳	亍政	経営	部	会」															
								第 1	□	審詞	義に	こお	らけ	る	審	議	洁!	果等	争の	倖(告	•	•	•	24
	(8	9) 総合	計信	画審	議会	「糸	合給	調惠	答部	会」															
								第2	2回	審詞	義に	こお	らけ	る	審	議	洁!	果等	争の	倖(告	•	•	•	25
	(1	0)総行	計信台	画審	議会	· 「糸	総合	·調惠	を部	会.															
								第3	3回	審詞	義に	こお	らけ	る	審	議	洁!	果等	争の	倖(告	•	•	•	27
	(1	1) 第(5 次	敦賀	市総	合計	十画	基本	K構	想	こ月	目す	つる)											
								7	『ブ	IJ :	ソク	7 •	コ	メ	ン	1	刀糸	吉見	₹0)櫻	要	•	•	•	30

(12)	総合計画審議会	「都市基盤部会」
		第2、3回審議における審議結果等の報告・・・ 32
(13)	総合計画審議会	「健康福祉・衛生部会」
		第2回審議における審議結果等の報告・・・ 35
(14)	総合計画審議会	「行政経営部会」
		第2回審議における審議結果等の報告・・・ 38
(15)	総合計画審議会	「産業観光部会」
		第2回審議における審議結果等の報告・・・ 39
(16)	総合計画審議会	「教育文化部会」
		第2回審議における審議結果等の報告・・・ 41
(17)	総合計画審議会	「生活環境部会」
		第2回審議における審議結果等の報告・・・ 43
(18)	総合計画審議会	「総合調整部会」
		第4回審議における審議結果等の報告・・・ 45
(19)	第2回総合計画領	審議会における式次第及び審議結果等の報告・・・ 47
(20)	敦賀市総合計画等	審議会答申式における式次第 (基本構想)・・・・ 49
2 前	前期基本計画に関	する審議結果等
(1)	総合計画審議会	「教育文化部会」
		第3回審議における審議結果等の報告・・・ 50
(2)	総合計画審議会	「行政経営部会」
		第3回審議における審議結果等の報告・・・ 51
(3)	総合計画審議会	「都市基盤部会」
		第4回審議における審議結果等の報告・・・ 52
(4)	総合計画審議会	「産業観光部会」
		第3回審議における審議結果等の報告・・・ 55
(5)	総合計画審議会	「生活環境部会」
		第3回審議における審議結果等の報告・・・ 57
(6)	総合計画審議会	「健康福祉・衛生部会」
		第3回審議における審議結果等の報告・・・ 58
(7)	第6次敦賀市総合	合計画前期基本計画に関する
		パブリック・コメントの結果の概要・・・ 60
(8)	総合計画審議会	「行政経営部会」
		第4回審議における審議結果等の報告・・・ 62
(9)	総合計画審議会	「生活環境部会」
		第4回審議における審議結果等の報告・・・ 63

(10)	総合計画審議会	「教育文化部会」	
		第4回審議における審議結果等の報告・・・	64
(11)	総合計画審議会	「都市基盤部会」	
		第5回審議における審議結果等の報告・・・	66
(12)	総合計画審議会	「健康福祉・衛生部会」	
		第4回審議における審議結果等の報告・・・	68
(13)	第3回総合計画領	審議会における式次第及び審議結果等の報告・・・	69
(14)	総合計画審議会	「教育文化部会」	
		第5回審議における審議結果等の報告・・・	71
(15)	総合計画審議会	「産業観光部会」	
		第5回審議における審議結果等の報告・・・	72
(16)	総合計画審議会	「都市基盤部会」	
		第6回審議における審議結果等の報告・・・	73
(17)	総合計画審議会	「行政経営部会」	
		第5回審議における審議結果等の報告・・・	7 4
(18)	総合計画審議会	「健康福祉・衛生部会」	
		第5回審議における審議結果等の報告・・・	75
(17)	総合計画審議会	「生活環境部会」	
		第5回審議における審議結果等の報告・・・	76
(18)	第4回総合計画領	審議会における式次第及び審議結果等の報告・・・	77
(19)	敦賀市総合計画等	審議会答申式における式次第(前期基本計画)・・	79

I 敦賀市総合計画の設置等

敦賀市総合計画審議会設置条例

昭和 46 年 7 月 12 日 条例第 17 号

(設置)

- 第1条 本市に、敦賀市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。 (所掌事務)
- 第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、敦賀市総合計画に関する事項について 調査及び審議する。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員50人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 市議会議員
 - (2) 学識経験者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 関係団体の役職員
 - (5) 市職員

(任期)

第 4 条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものと する。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 会長は、必要に応じ特定事項を調査審議するため、審議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。 (事務局)

第8条 審議会の事務局は、企画政策部に置く。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市 長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 51 年 12 月 27 日条例第 41 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年10月1日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19年 5月 31 日条例第 14号)

この条例は、平成19年6月1日から施行する。

敦賀市総合計画審議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、敦賀市総合計画審議会設置条例(昭和46年敦賀市条例第17号) 第9条の規定に基づき、敦賀市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、 必要な事項を定めることを目的とする。

(専門部会の設置)

- 第2条 条例第7条の規定に基づき、次の各号に掲げる専門部会(以下「部会」という。) を設置する。
- (1)総合調整部会
- (2) 都市基盤部会
- (3) 生活環境部会
- (4) 健康福祉・衛生部会
- (5) 産業観光部会
- (6) 教育文化部会
- (7) 行政経営部会

(部会長および副部会長)

- 第3条 部会に部会長および副部会長を置き、部会委員の互選により定める。
- 2 部会長は、部会の会務を総理し、これを代表する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(部会の会議)

第4条 部会の会議は、条例第6条の例による。

(顧問)

- 第5条 審議会に顧問を置く。
- 2 顧問は、市長が委嘱する。
- 3 顧問は、審議会の重要事項に関し意見を述べることができる。

(参与および幹事)

- 第6条 審議会に、審議会の会務を処理するため、参与および幹事若干名を置く。
- 2 参与および幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 参与および幹事は、審議会に出席し、審議事項について説明または意見を述べること

ができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会運営の細部に監視必要な事項は、市長がその都度会長と協議し定める。

附則

この要綱は、昭和55年1月18日から施行する。 附 則

この要綱は、平成元年4月24日から施行する。 附 則

この要綱は、平成8年5月13日から施行する。 附 則

この要綱は、平成18年5月22日から施行する。

敦賀市総合計画審議会における第6次敦賀市総合計画策定経過

年 月 日	会 議 名	会議の概要
平成22年 4月8日	第1回総合計画審議会	顧問・委員を委嘱、諮問、策定方針等の説明
4月14日	第1回総合計画審議会総合調整部会	基本構想(案)部会別会議
4月23日	第1回総合計画審議会都市基盤部会	JJ
4月26日	第1回総合計画審議会産業観光部会	II
4月27日	第1回総合計画審議会健康福祉・衛生部会	II
4月27日	第1回総合計画審議会教育文化部会	
4月28日	第1回総合計画審議会生活環境部会	JJ
5月7日	第1回総合計画審議会行政経営部会	II
5月13日	第2回総合計画審議会総合調整部会	II
5月24日	第3回総合計画審議会総合調整部会	II
6月7日~27日	基本構想に係るパブリック・コメント	応募意見35件
6月30日	第2回総合計画審議会都市基盤部会	基本構想(案)及び基本計画(案)部会別会議
7月1日	第2回総合計画審議会健康福祉・衛生部会	II.
7月2日	第2回総合計画行政経営部会	n n
7月6日	第2回総合計画審議会産業観光部会	n n
7月6日	第2回総合計画審議会教育文化部会	II
7月7日	第2回総合計画審議会生活環境部会	II
7月9日	第3回総合計画審議会都市基盤部会	II
7月20日	第4回総合計画審議会総合調整部会	基本構想(案)部会別会議
8月12日	第2回総合計画審議会	基本構想答申決定
8月19日	基本構想答申式	基本構想答申
9月30日	第3回総合計画審議会教育文化部会	基本計画(案)部会別会議
10月 4日	第3回総合計画審議会行政経営部会	n n
10月 6日	第4回総合計画審議会都市基盤部会	II.
10月 7日	第3回総合計画審議会産業観光部会	n .
10月12日	第3回総合計画審議会生活環境部会	II.
10月14日	第3回総合計画審議会健康福祉・衛生部会	II.
11月10日~12月10日	基本計画最終報告に係るパブリック・コメント	応募意見12件
平成23年 1月17日	第4回総合計画審議会行政経営部会	基本計画(案)部会別会議
1月18日	第4回総合計画審議会生活環境部会	II.
1月18日	第4回総合計画審議会産業観光部会	II.
1月21日	第4回総合計画審議会教育文化部会	n
1月24日	第5回総合計画審議会都市基盤部会	n
1月24日	第4回総合計画審議会健康福祉・衛生部会	n
3月17日	第3回総合計画審議会	東日本大震災を受けて、各部会による継続審議決定
3月29日	第5回総合計画審議会教育文化部会	基本計画(案)等部会別会議
3月29日	第5回総合計画審議会産業観光部会	II
3月30日	第6回総合計画審議会都市基盤部会	n
3月31日	第5回総合計画審議会行政経営部会	n n
3月31日	第5回総合計画審議会健康福祉・衛生部会	n
4月 1日	第5回総合計画審議会生活環境部会	n n
4月15日	第4回総合計画審議会	基本計画答申決定
4月27日	基本計画答申式	基本計画答申

敦賀市総合計画審議会顧問・委員名簿

会 長 川上 洋司副会長 川上 究

○ 顧問

(敬称略·順不同)

氏	名		役	職	名	
石 川	与 三 吉	福井県議会議員				
谷出	晴 彦	福井県議会議員				
糀 名	好 晃	福井県議会議員				

○ 委員

(敬称略•五十音順)

	氏 名	役 職 名	部 会
	有 馬 朝 子	公募委員	教育文化部会
0	有 馬 義 一	敦賀商工会議所会頭	産業観光部会
	伊藤 恵造	福井県嶺南振興局長	総合調整部会
\bigcirc	井 上 武 史	福井県立大学地域経済研究所講師	産業観光部会
	大森 佳 軌	日本原子力発電(株)敦賀地区本部	生活環境部会
\bigcirc	奥 田 秀 雄	前敦賀市民生委員児童委員協議会連合会会長	健康福祉・衛生部会
	奥 村 務	敦賀市区長連合会長	行政経営部会
	小畑 誠一	公募委員	産業観光部会
\bigcirc	籠 正義	敦賀市教育委員長	教育文化部会
	川上究	敦賀市医師会長	健康福祉・衛生部会
	川上洋司	福井大学大学院教授	都市基盤部会
	木 原 英 明	敦賀市PTA連合会長	教育文化部会
	楠 壽 晴	京都大学公共政策大学院教授	行政経営部会
	桑原美香	福井県立大学経済学部准教授	都市基盤部会
	坂 井 順 一	公募委員	産業観光部会
0	坂 本 直 夫	敦賀都市計画審議会長	都市基盤部会
	櫻 井 誓 行	敦賀市介護サービス事業者連絡協議会会長	健康福祉・衛生部会
0	田 泉 裕 和	敦賀青年会議所理事長	行政経営部会
\bigcirc	高 木 光 夫	つるが環境みらいネットワーク会長	生活環境部会
\bigcirc	竹 田 武	敦賀市民生委員児童委員協議会連合会会長	健康福祉・衛生部会
	田中完一	公募委員	都市基盤部会
	田 波 俊 明	敦賀市農業協同組合代表理事組合長	産業観光部会

	氏 名	役職	部 会
0	千 葉 半 厓	敦賀市文化協会長	教育文化部会
	中 川 辰 男	れいなん森林組合代表理事組合長	産業観光部会
	中村忠嗣	独立行政法人日本原子力研究開発機構	生活環境部会
	中村紀明	敦賀市体育協会長	教育文化部会
	二瓶章	国土交通省北陸地方整備局敦賀港湾事務所長	都市基盤部会
	濵 上 貞 和	敦賀市漁業協同組合代表理事組合長	産業観光部会
	林 恵 子	NPO法人子育てサポートセンターきらきらくらぶ 理事長	健康福祉・衛生部会
\bigcirc	福 井 卓 雄	福井大学大学院教授	生活環境部会
	福田 晋介	社会福祉法人ウェルビーイングつるが 理事長	健康福祉・衛生部会
	古 市 謙 三	公募委員	教育文化部会
	美尾谷 清美	敦賀市消費者連絡協議会会長	生活環境部会
\bigcirc	村 上 哲雄	敦賀市社会福祉協議会長	健康福祉・衛生部会
\circ	室 敬 士	敦賀市まちづくり審議会会長	都市基盤部会
	森 範 行	国土交通省近畿整備局福井河川国道事務所長	都市基盤部会
	森 田 勝子	公募委員	生活環境部会
	山 下 治	前れいなん森林組合代表理事組合長	産業観光部会
\circ	吉田 孝子	敦賀市連合婦人会会長	行 政 経 営 部 会

(◎部会長、○副部会長)

Ⅲ 敦賀市総合計画審議会の審議結果等

1 基本構想等に関する審議結果等

第1回敦賀市総合計画審議会

日時:平成22年4月8日(木)

午後2時30分~

場所:敦賀市役所 4階講堂

次 第

- 1 委嘱状交付
- 2 市長あいさつ
- 3 顧問、委員紹介
- 4 会長、副会長の選出
- 5 市長諮問
- 6 部会指名、部会長・副部会長指名
- 7 総合計画の概要説明
- (1) 第6次敦賀市総合計画の概要
- (2) 第6次敦賀市総合計画における策定状況
- (3) 第6次敦賀市総合計画策定体制
- (4) 第6次敦賀市総合計画審議会スケジュール ほか
- 8 今後の日程について
- 9 その他

第1回総合計画審議会における審議結果等の報告

日時:平成22年4月8日(木)

場所:敦賀市役所4階 講堂

1 審議会委員

(1) 出席者

全委員

伊藤委員

(2) 欠席者

無し

2 審議結果

(1) 会長・副会長の選出

川上洋司福井大学大学院教授を会長に、川上究敦賀医師会長を副会長に 選出。

※別紙参照

(2) 部会設置、部会長・副部会長選出

全6部会を設置、各部会長・副部会長を互選により選出。

※別紙参照

3 今後の日程

今後の審議日程について、各部会長等で組織される総合調整部会にて設 定することを決定。

第6次敦賀市総合計画審議会顧問・委員

1 顧問

役 職 名	氏	名
福井県議会議員	石川	与三吉
福井県議会議員	谷出	晴彦
福井県議会議員	糀谷	好晃

2 部会別審議会

福井県嶺南振興局長 敦賀都市計画審議会長 敦賀市まちづくり審議会会長		伊藤 坂本	恵造		総合調整	1名
敦賀都市計画審議会長 敦賀市まちづくり審議会会長		坂本			ᆙᅆᄆᄜᅚ	140
敦賀市まちづくり審議会会長			直夫	0		• •
		室荷	<u></u> 女士	Ō		
福井大学大学院教授			洋司	☆		
福井県立大学経済学部 准教	x授	桑原	美香		都市基盤	7名
国土交通省近畿整備局福井洋	可川国道事務所長	森軍	6行			
国土交通省北陸地方整備局郭	敦賀港湾事務所長	二瓶	章			
公募委員		田中	完一			
福井大学大学院教授		福井	卓雄	0		
つるが環境みらいネットワーク	≀会長	高木	光夫	0		
独立行政法人日本原子力研究	究開発機構	中村	忠嗣		生活環境	6名
日本原子力発電(株)敦賀地区		大森	佳軌		工心深沉	υ 1μ
敦賀市消費者連絡協議会会	<u> </u>		谷 清美			
公募委員		森田	勝子			
敦賀市社会福祉協議会長		村上	哲雄	0		
敦賀市民生委員児童委員協調	<u>義会連合会会長</u>	奥田	秀雄	0		
敦賀市医師会長		川上	究	*	健康福祉・衛生	6名
敦賀市介護サービス事業者連		櫻井	誓行		医水田压 再工	од
社会福祉法人ウェルビーイン・		福田	晋介			
NPO法人子育てサポートセンター	-きらきらくらぶ 理事長					
敦賀商工会議所会頭		有馬	義一	0		
福井県立大学地域経済研究所		井上	武史	0		
敦賀市農業協同組合代表理		田波	俊明			_ =
敦賀市漁業協同組合代表理		濵上	貞和		産業観光	7名
れいなん森林組合代表理事績	<u>目合長</u>	山下	治			
公募委員		坂井	順一			
公募委員		小畑	誠一	_		
敦賀市文化協会長		千葉	半厓	0		
敦賀市教育委員長			E義	0		
敦賀市PTA連合会長		木原	英明		教育文化	6名
敦賀市体育協会長		中村	紀明		32,132,10	- H
公募委員		古市	謙三			
公募委員		有馬	朝子			
敦賀青年会議所理事長		田泉吉田	裕和	0		
敦賀市連合婦人会会長			孝子	0	行政経営	4名
敦賀市区長連合会代表		奥村	務		13-2-11-	• 🛏
京都大学公共政策大学院教技	<u> </u>	楠書	睛			
計 ※☆会長、★:副会長、◎部名						

※☆会長、★:副会長、◎部会長、○副部会長

3 総合調整部会

役	職	氏	名	会長·部会長等	部 会	人数
福井県嶺南振興局長		伊藤	恵造	専任	総合調整	
敦賀都市計画審議会長		坂本	直夫	0	都市基盤	
福井大学大学院教授		福井	卓雄	0	生活環境	
敦賀市社会福祉協議会長		村上	哲雄	0	健康福祉•衛生	7名
敦賀商工会議所会頭		有馬	義一	0	産業観光	
敦賀市文化協会長		牛葉	半厓	0	教育文化	
敦賀青年会議所理事長		田泉	裕和	0	行政経営	
計	1					

総合計画審議会「総合調整部会」第1回審議における審議結果等の報告

日時:平成22年4月14日(水)

場所:敦賀市役所4階 第401会議室

1 審議会委員

(1) 出席者

有馬委員、坂本委員、福井委員、村上委員、千葉委員、田泉委員、 伊藤委員

(2) 欠席者

無し

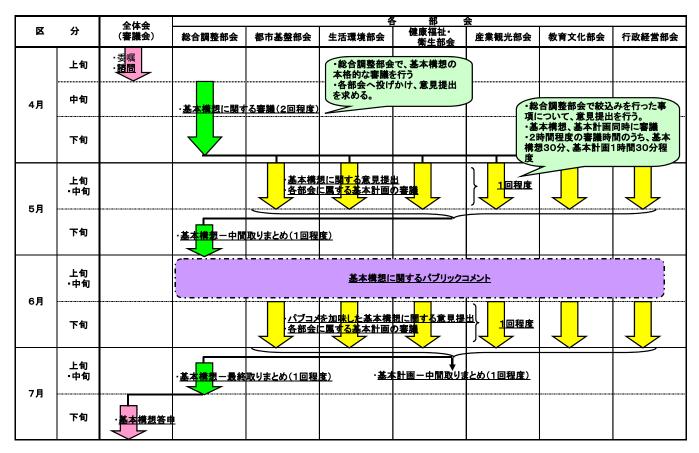
2 調整項目

- (1) スケジュールの変更 基本構想の審議について、まず各部会の委員の意見提出から行うこと。
- (2) 文章の簡素化等 全体的に文章表現を簡単にする。
- (3) 基本理念 基本理念について、具体的なわかりやすい表現に変える。
- (4) 具体的なビジョンの追加 課題と対応する具体的なビジョンを追加する。
- (5) 戦略目標の文言検討 「戦略目標」という文言について、表現を他のものへ検討する。

3 対応

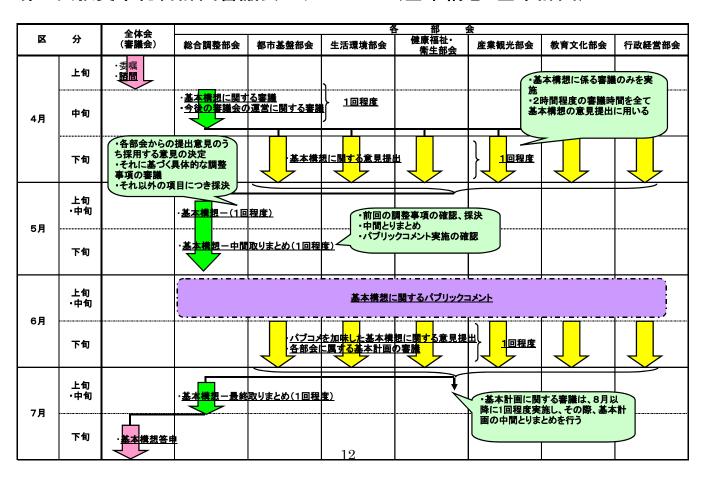
既に配付した、第6次敦賀市総合計画審議会スケジュール改正及び基本構想(案)のとおり変更。

第6次敦賀市総合計画審議会スケジュール(基本構想・基本計画)



改正

第6次敦賀市総合計画審議会スケジュール(基本構想・基本計画)



総合計画審議会「都市基盤部会」第1回審議における審議結果等の報告

日時:平成22年4月23日(金)

場所:敦賀市役所4階 第401会議室

1 審議会委員

(1) 出席者

坂本委員(部会長)、室委員(副部会長)、川上委員、桑原委員、田中委員

(2)欠席者 森委員、二瓶委員

2 調整項目(主要意見)

(1)計画全体について

第5次総合計画の達成率について市民の目線から見た評価が必要

(2) **これからの敦賀のまちづくりにおいて大切なこと(1頁)** 2 とテーマが重複することから、文章の構成上、再検討すべき。

(3) 基本理念(4頁)

① 「自律」の表現を変更

考え方は良いが、「自立」と音が同じであり、理解しにくいため、表現 を変更すべき。

- (4) 将来都市像(5、6頁)
 - ① 「港」の表現は残す
 - ② 「人と希望」の表現を他のものに変更 人と希望は並列関係に無く、表現としは不適切であること。
 - ③ 「拠点」を削る

第5次において交流都市としたのは、基盤整備といったハードの側面 だけではなく、文化等のソフトの側面を包含してのことであり、「拠点」 を加えるとハード面のみが強調されかねないこと。

④ サブタイトル「自立(自律)的発展航路」を削る わかりにくく、同様の内容が基本理念で表現されているため、サブタ イトル及びその説明を削る。

(5) 将来都市像の具体的なイメージ

- ① 簡単で、わかりやすい表現に変更
- ② 「将来都市像の具体的なイメージ」というタイトルを再検討
- ③ 「③ 多種多様な地域の個性が輝くまち」について、「住む」や「豊かさ」をイメージしたものに変更

地域のみではなく、住みやすいまち、住んでみたいまち等、本市の「豊かさ」や「住む」ことをキーワードとして、市民に焦点をあてた記述・表現とする。

④ 「③ 多種多様な地域の個性が輝くまち」の変更と合わせて重要課題の「(3)効率的な都市経営の確立」も変更する。

コンパクトシティの都市経営の効率化は、方法論でしかなく、将来イメージにはそぐわないため。

(6) 将来人口の見通し

原案どおり。

(7)土地利用構想

① 「① 都市的地域における主な土地利用」の前文「敦賀市都市計画マスタープランに定める・・・」を削る

総合計画が敦賀市都市計画マスタープランより上位計画であるため。

- ② 「ア 住居系土地利用」について、中心市街地だけでなく、本市を広く 捉える表現とする
- ③ 「イ 工業系土地利用」について、「新幹線」を加える
- ④ 「イ 工業系土地利用」について、「わが国全体の発展を牽引する・・・」 を削る
- ⑤ 「ウ 商業系土地利用」について、中心市街地活性化基本計画をバック アップするような表現をすることを前提に、新市街地における表現を加 える
- ⑥ 「② 非都市的地域における土地利用」について、「特に市域の約 8 割を占める森林地域・・・」を削る
- ⑦ 「② 非都市的地域における土地利用」について、自然環境の保全の表現を前提としつつも、将来の土地利用の可能性に関する表現を加える

(8) 戦略目標

- ① 「重要課題」、「具体的なイメージ」との繋がりと整合性を担保する表現とする
- ② 市民目線で、市民に向けたアピールを表現した記述に変更 行政主体の表現であり、何がしたいかがわからないため、何をするか といった市民へのアピールを重視した表現に変更する。
- ③ 「基本理念」の記述内容から、市民参加のまちづくりの仕組みに対する取組みを各戦略目標に加える、もしくは別立てで項目を設ける。
- ④ 市民アンケートの結果の表現等を反映させる

3 対応

- (1) 提出された意見については、原則、それに沿って修正する。
- (2) 上記によって、「修正した基本構想(案)」について、第2回総合調整部会へ提出する。
- (3)他の部会の提出意見と競合する部分については、総合調整部会での調整を経て、修正を行う。

総合計画審議会「産業観光部会」第1回審議における審議結果等の報告

日時:平成22年4月26日(月)

場所:敦賀市役所4階 講堂

1 審議会委員

(1) 出席者

有馬委員(部会長)、井上委員(副部会長)、田波委員、濵上委員、山下委員 坂井委員

(2) 欠席者 小畑委員

2 調整項目(主要意見)

- (1) これからの敦賀のまちづくりにおいて大切なこと(1、2、3頁)
 - ① 図表Ⅲ-1の広域交通網の変遷と発展の転換点における第1と第2の「鉄道」に関連する表記の違いを明瞭にする
 - ・第1の変革と発展の転換:明治初期における鉄道敷設
 - → 明治初期における長浜から敦賀までの鉄道敷設
 - ・第2の変革と発展の転換:明治中期における北陸線の開通
 - → 明治中期における敦賀から富山までの北陸線延伸
 - ② 「(3)効率的な都市経営の確立」において、コンパクトシティの記述 等について、その文言の意味を説明し、文章について簡単な表現に変更
 - ③ コンパクトシティの記述については、次期都市計画マスタープランの 位置づけとのバランスに留意する。
- (2) 基本理念(4頁)
 - ① 「自律」の表現を変更
- (3) 将来都市像の具体的なイメージ
 - ① 観光の展開について、具体的なイメージに加える
- (4) 将来人口の見通し
 - ① 現実路線に過ぎるため、「連携大学」、「新幹線」等、将来への前向きな 文章を加える。
 - ② 将来人口について、もっと前向きな見通しの方が良いのではないか検討する。原則、事務局に委任。
- 3 対応

- (1) 提出された意見については、原則、それに沿って修正する。
- (2) 上記によって、「修正した基本構想(案)」について、第2回総合調整部会へ提出する。
- (3)他の部会の提出意見と競合する部分については、総合調整部会での調整を経て、修正を行う。

総合計画審議会「健康福祉・衛生部会」第1回審議における審議結果等の報告

日時:平成22年4月27日(火)

場所:敦賀市役所4階 第401会議室

1 審議会委員

(1) 出席者

村上委員(部会長)、川上委員、櫻井委員、福田委員、林委員

(2) 欠席者 奥田委員

2 調整項目(主要意見)

(1)計画全体について

全体の流れがわかりにくい

- (2) これからの敦賀のまちづくりにおいて大切なこと(1、2、3頁)
 - ① 「(1)安定的な地域経済基盤の確立」について、エネルギー産業(原子力発電所)依存という印象を受ける
 - ② 「(1)安定的な地域経済基盤の確立」について、「エネルギー産業」 を「先端技術産業」という表現への変更を検討
 - ③ 「(3)効率的な都市経営の確立」について、「住む」、「教育」、「文化」 といった表現を加える
 - ・まちづくりの中身、魅力が欠如している。
 - ・少子化・高齢化、コンパクトシティを後ろ向きのこととして捉えすぎている。
 - ④ 「~社会環境の変化に対応した地域のまちづくりの展開~」について、 重要課題の前段に設けるべき
- (3) 基本理念(4頁)
 - ① 「自律」の表現を変更もしくは削除
 - ・自律の表現それ自体に違和感がある。
 - → 市民の精神的活動について、行政が規定することに違和感がある
 - 自立だけで良いのではないか。
 - 基本理念が、以降の目標等へ反映されていない。
- (4) 将来都市像(5、6頁)
 - ① 「住む」、「福祉」といった生活の実感、あたたかみのある表現を加える
- (5) 将来都市像の具体的なイメージ

- ① 「生きる」、「住む」、「豊か」といった福祉的なイメージを加える
- ② ①と合わせて、重要課題の変更を検討
- ③ わかりやすい表現とする
- (6) 将来指標と土地利用構想
 - ① 将来人口の見通しについて、詳細な数値目標を削除し、減らないという程度の表現に変更を検討
 - ② 土地利用構想は必要ない
- (8) 戦略目標
 - ① 「重要課題」、「具体的なイメージ」との繋がりと整合性を担保する表現とする
- 3 対応

- (1) 提出された意見については、原則、それに沿って修正する。
- (2) 上記によって、「修正した基本構想(案)」について、第2回総合調整部会へ提出する。
- (3) 他の部会の提出意見と競合する部分については、総合調整部会での調整を経て、修正を行う。

総合計画審議会「教育文化部会」第1回審議における審議結果等の報告

日時:平成22年4月27日(火)

場所:敦賀市役所4階 第401会議室

1 審議会委員

(1) 出席者

千葉委員(部会長)、籠正義(副部会長)、中村委員、古市委員、 有馬委員

(2) 欠席者 木原委員

2 調整項目(主要意見)

(1)計画全体について

第5次総合計画の達成率についての認識・評価が必要 教育文化に関する展望を加えるべき

- (2) これからの敦賀のまちづくりにおいて大切なこと(1、2、3頁)
 - ① 「1 今後の敦賀のまちづくりにおける重要課題ー自立的な発展ー」について、「一自立的ー」を削る
 - ② 「(2)海陸交通の要衝という立地特性の活用」について、北陸地方と 関西地方のバランスに配慮した記述とする
 - ③ 「(3)効率的な都市経営の確立」において、コンパクトシティの記述 等について、その文言の意味を説明し、文章について簡単な表現に変更
- (3) 基本理念(4頁)
 - ① 「自律」の表現を変更
- (4) 将来都市像(5頁)
 - ① 「拠点」の表現を残す中心であるという、意味合いが強調されることによる。
 - ② 「暮らし」や「住む」といった視点が欠如している
 - ③ 「文化」に関する表現を加える
 - ④ 「自立(自律)的発展航路」→「自立・自律的発展航路」に変更
- (5) 将来都市像の具体的なイメージ(7頁)
 - ① 「暮らし」や「住む」といった視点が欠如している上記の視点から、「③ 多種多様な地域の個性が輝くまち」を変更
 - ② 「③ 多種多様な地域の個性が輝くまち」の変更と合わせて重要課題の「(3)効率的な都市経営の確立」も変更する

(6) 戦略目標(12~15頁)

- ① 「重要課題」、「具体的なイメージ」との繋がりと整合性を担保する表現とする
- ② 「暮らしを支えるまちづくり」、「快適な生活を支えるまちづくり」、「豊かな生活を支えるまちづくり」について、表現を変更

表現が似ており、区別がつかないため。

- ③ 「魅力を発信するまちづくり」の表限検討
- ④ 戦略目標全体の構成を再検討する
- ⑤ より具体的な表現とし、より具体的に踏み込んだ表現とする
- ⑥ 「戦略目標」 → 「基本目標」にする

3 対応

- (1) 提出された意見については、原則、それに沿って修正する。
- (2) 上記によって、「修正した基本構想(案)」について、第2回総合調整部会へ提出する。
- (3) 他の部会の提出意見と競合する部分については、総合調整部会での調整を経て、修正を行う。

総合計画審議会「生活環境部会」第1回審議における審議結果等の報告

日時:平成22年4月28日(水) 場所:敦賀市役所 別館会議室2

1 審議会委員

(1) 出席者

福井委員(部会長)、高木委員(副部会長)、大森委員、美尾谷委員、 森田委員

(2) 欠席者 中村委員

2 調整項目(主要意見)

- (1) これからの敦賀のまちづくりにおいて大切なこと(1、2、3頁)
 - ① 「(1)安定的な地域経済基盤の確立」について、「地場産業の充実」 といった観点を加える
 - ② 「(3)効率的な都市経営の確立」について、移住者や高度技能を持つ 退職者が永住を考えるような、「住みやすさ」といった、視点を加える
 - ③ 自律的なまちづくりについて、市民の民度を涵養するような教育(啓発)といった観点を加えるべき
 - ④ 人材育成といった視点が抜けている
- (3) 基本理念(4頁)
 - ① 「自律」の表現を変更

考え方は良いが、「自立」と音が同じであり、理解しにくいため、表現を変更すべき。

- ② 「自立」と「自律」について、それを煽るような、感性に訴えかけるような表現の方が良い
- ③ 「自律」について、上から目線ではなく、市民が自律が重要であると 自ら認識できるような表現とする

(4) 将来都市像(5、6頁)

① 「拠点」の表現は良い

交流都市では、そこを行き交うといった意味合いしかない

② 「つなぐ」に含意された意味を文章中に加える

「つなぐ」には、国内外のヒト・モノ・情報が交流するという意味合いがあるが、それが含意されていることが市民にはわかりにくいので、

明示する。

- (5) 将来都市像の具体的なイメージ(7頁)
 - ① 「① 持続的で活力にあふれるまち」のタイトルが分かりにくいため、再検討
 - ② 「① 持続的な活力にあふれるまち」の写真を変える
 - ③ 「② 新たな価値を生み出す創造的なまち」について、敦賀からの新しい価値観の発信というような表現とすることを検討
 - ④ 「③ 多種多様な地域の個性が輝くまち」について、「豊か」や「住みやすさ」など、人に焦点を当てたものに検討
- (6) 将来人口の見通し
 - ① 「将来人口の見通し」について、原子力発電所等が具体的な増加要因であることを加える
- 3 対応

- (1) 提出された意見については、原則、それに沿って修正する。
- (2) 上記によって、「修正した基本構想(案)」について、第2回総合調整部会へ提出する。
- (3) 他の部会の提出意見と競合する部分については、総合調整部会での調整を経て、修正を行う。

総合計画審議会「行政経営部会」第1回審議における審議結果等の報告

日時:平成22年5月7日(金) 場所:敦賀市役所4階 講堂

1 審議会委員

(1) 出席者 田泉委員(部会長)、吉田委員(副部会長)、奥村委員、楠委員

(2) 欠席者 無し

2 調整項目(主要意見)

- (1)基本理念(4頁)
 - ① 「自律」について、音がおなじであるので、表現を検討する必要
- (2) 将来都市像(5、6頁)
 - ① 敦賀には、今では「港まち」というイメージが希薄
- (3) 将来都市像の具体的なイメージ
 - ① 港の活用・発展の具体的なイメージを今後描く必要

(基本計画等において、) 港からどのような受益を受けることができる かという目に見えた立案が必要となる。

- ② 「豊かさ」、「住む」といったイメージが描く必要
- (4) 将来指標と土地利用構想
 - ① 将来人口の見通しについて、敦賀市の取り組みを際立たせるため、全国や福井県の推移を掲載した方が良い
- 3 対応

- (1) 提出された意見については、原則、それに沿って修正する。
- (2) 上記によって、「修正した基本構想(案)」について、第 2 回総合調整部 会へ提出する。
- (3)他の部会の提出意見と競合する部分については、総合調整部会での調整を経て、修正を行う。

総合計画審議会「総合調整部会」第2回審議における審議結果等の報告

日時:平成22年5月13日(木)

場所:敦賀市役所4階 第401会議室

1 審議会委員

(1) 出席者

川上洋司委員(会長)、川上究(副会長)、有馬委員(部会長)、坂本委員、福井委員、村上委員、千葉委員

(2) 欠席者 田泉委員、伊藤委員

2 調整項目

(1)全体的事項

- ① 一層の文章表現の簡素化(文章の短縮、修飾語等の削除)
- ② 重複する表現を削除(「敦賀のまちづくりの方向性」と基本理念 等)

(2) これからの敦賀のまちづくりにおいて大切なこと

① 「2 敦賀のまちづくりの方向性~"自立的なまちづくり"と"責任あるまちづくり"」を削除

(3)基本理念

- ① 「責任」について、行政が市民の責任を規定することに違和感がある ため、「責任」の表現・採用について検討
- ② 「自立」と「責任」といったキーワードを削除し、文章で表現

(4) 将来都市像

- ① 基本理念からの繋がりが不明確であるため、基本理念を踏まえた表現 へ変更
- ② 「様々な価値観を包み込む文化・・・」の表現が大げさすぎるため、 表現を変更
- ③ 将来都市像と将来ビジョンのすみわけが不明確であるため、16 頁の概 念図が示すとおり将来都市像に将来ビジョンを含めた構成へ変更
- ④ 本市のより広域的な地域(日本全体)から見た役割等を考慮した表現を加える
- ⑤ 概念図(7頁)を削除

(5)土地利用構想

① 基本計画、都市マスタープランへの拘束性を考慮し、系統別土地利用まで言及せず、より簡易かつ抽象的な表現へ変更

3 対応

- (1) 提出された意見については、原則、それに沿って修正する。
- (2) 上記によって、「修正した基本構想(案)」について、第3回総合調整部会へ提出し、審議に付す。

総合計画審議会「総合調整部会」第3回審議における審議結果等の報告

日時:平成22年5月24日(月)

場所:敦賀市役所4階 第401会議室

1 審議会委員

(1) 出席者

川上洋司委員(会長)、有馬委員(部会長)、坂本委員、福井委員、村上委員、千葉委員

(2) 欠席者

川上究(副会長)、田泉委員、伊藤委員

2 調整項目

(1) 今後の敦賀のまちづくりにおける重要課題

- ① 前段(1頁)
 - ア 「安定経済成長が続くとともに、」を「経済成長が停滞し」へ変更
 - イ 「(人口減少等による) 各種社会保障の脆弱化が進むなど」を加筆
 - ウ 地方分権に関する記述について、重複部分を削除し、簡素化
- ② 「1 ぬくもりと豊かさの創出」(2頁)
 - ア 「集約するコンパクトな」を「集約するような」に変更
 - イ 「精神的な豊かさを実感・実現するためには、敦賀固有の長い歴史 の共有化・文化芸術活動の発展、それらを保障する教育の充実が図ら れる必要がある」を加筆
 - ウ イに関連して、「精神的な豊かさ」に言及
- ③ 「3 海陸交通の要衝という立地特性の活用」(3頁)
 - ア「北陸新幹線」を加筆
 - イ 「第5の広域交通網の変革」の重複部分を削除・調整

(2) 基本理念(4頁)

- ① 「それぞれの地域が・・・」を削除
- ② 「自立的な対応」、「自立的な発展」という重複部分を削除・調整
- ③ 「市民一人ひとりが主体となって、まちづくりに取組むことが求められています。」を削除
- ④ 「自立的な発展」を「人と文化がきらめく交流拠点都市」へ変更

(3)将来都市像(5頁)

① 将来都市像

ア 「ともに未来を拓く」を「ともに拓く」へ変更

イ 第2段落の文章表現について、「市民一人ひとりの取組」→「各分野 の発展」→「文化の醸成」→「交流拠点の自立と魅力創出」、といった ロジックへ変更

② 「(1)ぬくもりと豊かさに満ちた住みよいまち」

ア「コンパクトな」を削除・調整

(4)基本目標

① 「(5) あたたかさを育むまちづくり」(11 頁)

「郷土愛の醸成に取組むことで、」を「郷土愛の醸成に取組、文化、芸術、スポーツ活動を発展させ、」に変更

② 「2 基本目標の実現のために」(12頁)

ア 小題について、将来都市像に表す市民との協働を反映させるため、 「基本目標の実現のために」を「市民とともに進めるまちづくり」に 変更

イ 「我々が一丸となって」を「市民と行政が協働し、一丸となって」 に変更

3 調整を見送った項目と理由

(1)「2 安定的な地域経済基盤の確立」

① 項目真の敦賀の地域産業への具体的言及

② 理由

ア 具体的な政策・施策は、基本計画及び実施計画で言及すること。

イ 基本構想での具体的な言及は、他の政策分野との表現の水準の統一 が図れないこと。

(2)「(1)豊かさに満ちたまちづくり」

① 項目

「芸術活動の推進、生涯教育の充実を図る」を加筆

② 理由

当該基本目標が、概ね市街地整備や土地利用をはじめとした都市基盤 に係る政策分野に関する基本目標であることによる。

(3)「(3)ぬくもりに満ちたまちづくり」

① 項目

「コンパクトなまちづくりを推進することを通じて、」を加筆

② 理由

当該基本目標が、概ね福祉政策に係る政策分野に関する基本目標であることによる。

4 対応

- (1) 2の(2)の調整項目について、原則、それに沿って修正する。
- (2) 上記によって、「修正した基本構想(案)」について、総合計画審議会に おける「中間とりまとめ」として、パブリック・コメントに付す。
 - ※パブリック・コメントの結果等については、別紙

第6次敦賀市総合計画基本構想に関するパブリック・コメントの結果の概要

1 実施時期

平成22年6月7日~22日(20日間)

2 応募件数

35件

3 印象

・年代別で見た場合、60 歳代 \Rightarrow 10、20 歳代 \Rightarrow 40 歳代 \Rightarrow 70 歳代 以上 \Rightarrow 30 歳代 \Rightarrow 50 歳代 の順で印象が良い。

4 わかりやすさ

・年代別で見た場合、60 歳代 \rightarrow 10、20 歳代 \rightarrow 30 歳代 \rightarrow 40 歳代 \rightarrow 70 歳代以上 \rightarrow 50 歳代 の順でわかりやすいと評価。

5 全体

- ・印象、わかりやすさ について、いずれも 60 歳代が最も高く評価し、50 歳代が最も低い評価となっている。
- ・印象、わかりやすさ について、概ね 50 歳代を底となっており、60 歳代 から急上昇し 70 歳代以上に向かって減少傾向となっている。

区分	印象			わかりやすさ				
	全体	男	女	全体	男	女		
10、20歳代	3.2	4.0	3.0	3.2	4.0	3.0		
30歳代	2.7	3.0	2.0	2.7	3.0	2.0		
40歳代	3.1	3.2	3.0	2.5	2.7	2.2		
50歳代	1.7	1.3	3.0	1.2 1.3		1.0		
60歳代	3.8	3.7	4.0	3.3	3.1	4.0		
70歳代以上	3.0	3.0	3.0	2.2	1.7	4.0		
全体	3.1 3.1 3		3.1	2.7	2.6	2.8		

6 意見

No	意 見 内 容
1	港町の良さを出すため、敦賀が交流の場となるよう、さらに文化的な(芸術的な)活動がもっとほしい。
2	私たちも住みやすい町を望んでいます。ぜひ、具体策をもっと提案していただければ。
3	目的がわからない
4	目的をもう少し明確に
5	理想ばかりを追求できず、目標達成が可能な現実的な構想にしてほしい
6	もっと広く敦賀市民に認識させるべき
7	・大まかで具体性が不足している ・短期間で各界、各層の意見・要望を聞く制度を制定し、市政に反映させる激しい時代に対応 ・市民会議を立上げ、市政運営の主役を市民にし、市民のエネルギーを活用するとともに、市民に役に立つ市役所とする。
8	・高齢者の住みよい町にしてください。・雪のときの車のわだちを歩行する街づくりではいけないと感じます。・スローガンばかりで具体性に欠ける。
9	・題目ばかりで具体策がない。 ・20~30年前と変わらないのではないか。
10	将来の構想については良く分かります。今後、敦賀市は原子力の街として、 もっとPRし、産業分野に多くの構想を持っていただきたい。
11	抽象的だが、おおむね理解できます。 ①産業構造は原発に依存しすぎとならないように、他の産業の誘致・育成が望まれます。 ②少子高齢化対策の一つとして、2世代同居世帯を更に手厚く支援し、安心して生み育てられる、そして、高齢者に生きがいが生まれるような家庭環境の育成が望まれます。 ③新たな「箱物」は必要ないと思います。 以上3点について具申させていただきます。

総合計画審議会「都市基盤部会」第2、3回審議における審議結果等の報告

第2回 日時:平成22年6月30日(水)

場所:敦賀市役所4階 第401会議室

第3回 日時:平成22年7月9日(金)

場所:敦賀市役所4階 第401会議室

1 審議会委員

- (1) 第2回
 - ① 出席者 坂本委員(部会長)、室委員(副部会長)、川上委員、二瓶委員、田中委員
 - ② 欠席者 桑原委員、森委員
- (2) 第3回
 - ① 出席者 坂本委員(部会長)、川上委員、二瓶委員、田中委員、桑原委員
 - ② 欠席者 室委員(副部会長)、森委員
- 2 調整項目(主要意見)

(1)基本構想

- 概念図
 「安全・安心」→「安心・安全」とする。
- ② 基本目標
 - ・「(5) あたたかさを育むまちづくり」について「(3) ぬくもりに満ちたまちづくり」と似た印象を受け、教育文化に係る政策分野に関わらず、表題から「人づくり」の観点が読み取れない。
 - ・概念図と照応して、基本目標の順番を変更する必要がある。少なくと も、(3)と(4)を入替えるべき。

(2)基本計画

① 全体的事項

ア 掲載順

最も包括的なものから、個別政策分野へ、といったような掲載順に すべき。

→「計画的な土地利用と調和のとれたまちづくり」、「市街地の活性化」、「地域活力の基盤となる交通網の整備」、「基礎的な居住環境の整備」、「港の活性化」

イ 文章表現の簡素化、具体的な記述の追加

「現況と課題」と「基本的な方向性」が重複している部分が多い

- →・文章を簡潔にする。
 - ・「基本的な方向性」について、少なくとも市民に5年間で何をする のかを明示する必要があることから、具体的な取組を記述すべき。

② 基礎的な居住環境の整備

- ・住宅について、公的・私的所有の区別がないため、理解しにくい。行 政の範囲である公的所有に関する記述とすべき。
- ・質的向上を重視して記述すべき。
- ・「現況と課題」について、住宅・公園・生活道路といったように小題を 設けて見やすく区分すべき。

③ 市街地の活性化

- ・「基本的な方向性」について、レイアウト上の観点等から、3つ程度に わけて記述すべき。
- ・市街地を狭い範囲で捉えすぎていることから、将来において、新市街 地等への開発の余地を残すような弾力的な記述とする。
- ・コンパクトシティに関する記述を多用しすぎる。コンパクトシティへの問題提起と方向性の記述は、「計画的な土地利用と調和のとれたまちづくり」に譲るべき。

④ 計画的な土地利用と調和のとれたまちづくり

- ・「基本的な方向性」について、計画的な土地利用のための規制誘導策である土地利用調整条例、市民主体の景観形成を誘導する景観形成条例といった既にある仕組みを、効果的に活かして土地利用を進めるといった記述に変更すべき。
- ・土地利用に関し、無秩序な拡大といったネガティブな表現を避ける。
- ・コンパクトシティに関する記述について、社会資本整備の抑制に留意 するというよりは、現状の社会資本整備を維持するといった前向きな 表現とすべき。

⑤ 地域活力の基盤となる交通網の整備

- ・表題について、「地域活力を創出する(生み出す)交通基盤の整備」に変える。
- 「公共交通機関」について、「公共交通サービス」に変える。
- ・「基本的な方向性」の「(3) 市内交通網の整備」について、「市内幹線

道路の整備促進」へ記述を変更し、「基礎的な居住環境の整備」における「生活道路の整備」と明確な違いを強調する。

- ・「基本的な方向性」の「(1) 広域交通網の整備促進」について、北陸 新幹線への要望活動等を加えることを検討する。
- ・「基本的な方向性」について、在来線(北陸線、小浜線)に関する取組 に関する記述を加えるべき。
- ・「基本的な方向性」について、近隣市町村との間の道路に関する記述を 加えることを検討する。

⑥ 港の活性化

- ・「現況と課題」等について、地域間競争を前面に出すことは疑問。国土 形成計画等で求められるのは、均質性の高い広域ブロックごとの発展 であるため、地域間競争というよりは、少なくとも広域ブロック内で の地域間連携を重視し、後背地の大都市圏との交通利便性といった敦 賀港の特色と独自性を前面に出した記述とする。
- ・「基本的な方向性」の「(1)港の利便性向上と利用促進」について、 ソフト面の取組に関して、航路開設等の記述を加えるなど、より具体 的な表現とすべき。
- ・「基本的な方向性」の「(1) 港の利便性向上と利用促進」のハード面 の取組が一切見えず、市民に今後の港の姿が見えない。そのため、国 の方針である現行の港のストックの利活用に関する記述を加え、将来 の敦賀港の姿が見えるようにすべき。
- ・「基本的な方向性」の「(2) 港湾機能とその他の都市機能との峻別」 を削除する。

3 対応

- (1) 提出された意見については、原則、それに沿って修正する。
- (2) 上記によって、修正した基本計画については、庁内における調整後、次回の部会で、再び審議に付す。

総合計画審議会「健康福祉・衛生部会」第2回審議における審議結果等の報告

日時:平成22年7月1日(木)

場所:敦賀市役所4階 第401会議室

1 審議会委員

(1) 出席者

村上委員(部会長)、奥田委員(副部会長)、川上委員、林委員

(2) 欠席者

櫻井委員、福田委員、

2 調整項目(主要意見)

(1)基本構想

・将来に向けて、やはり「雇用の安定化」とそのための「第1次~3次産業までのバランスある発展」が重要

(2)基本計画

① 全体的事項

- ・福祉関係の基本計画の根底にあるものは、社会民主主義か自由主義的 なものかいずれにあるか
 - → どちらかといえば近年は社会民主主義の方に傾斜しているが、そ の中で、重要な役割を担うのは基礎自治体と市民による共助

② 地域福祉の充実

- ・「現況と課題」の「平成20年11月4日の社会保障国民会議の最終報告において・・・すなわち共助」と規定されていることから・・・」について、国から要請に基づく「共助」というのは理論展開としておかしい。「共助」は自然発生的なものである。
- ・自治体等は、市民の自然発生的な「共助」を支援する黒子の役割であ るべき。
- ・「基本的な方向性」の「(1)地域の実情に合った福祉政策の推進」の「そこで、本市の各地域の実情・・・」を「そこで、本市の実情」に変える。

③ 高齢者福祉

- ・高齢者がマイナスの要素として、まるで生きてはいけない存在として のみ捉えられている。
- ・今の高齢者は、比較的、元気であり、高齢者福祉の基軸は「自助」であるので、「自助」を中心として、行政がいかに労働等を通じた社会参

画を支援するかといった記述に変える。

④ 障がい者福祉

- ・高齢化率の上昇と医療の自己負担割合の増加によって、医療費助成等 が措置される身体障害者の増加傾向に繋がっているという背景がある。
 - → このような背景を勘案して、「現況と課題」の記述を加筆・修正すべき。
- ・障害児支援に関して、以下の競合する意見が提出された。
- → 障害児支援に関して、本市の方々が嶺南養護学校にしか通うすべがなく、十分な支援体制とは言い難い状況にあるため、学校教育を含めた障害児支援策を講じる必要性がある。
- → 養護学校に通うと、その子の将来の懸念というデメリットもあるため、養護学校等を含めた障害児支援への取組に疑問を感じる。

⑤ 児童福祉

- ・女性の社会進出が、「労働力人口の補完」といった観点が前面にでてお り、働くことを強要され、選択の自由がないという印象を受ける。
- ・男性の育児参加の視点が抜けている。ただし、現状の労働環境が非常 に厳しく、育児参加する環境にないという現実がある。
- ・上記のことから、女性や男性といった観点からだけでなく、余裕のある労働環境、協調的な労使関係といった大きな視点からの課題設定が必要。

⑥ 医療・保健体制の充実

ア 医療分野

- ・「治し支える医療」とあるが、本市の医療環境の現状を正確に把握していない。在宅医療を行うことができる医師は極端に少なく、「治し支える医療」といった課題設定は、本市の医療環境の現状と遊離している。
- ・本市の医療環境の現状で最大の課題は、医師等の「医療資源」が乏しいことにある。これは、新医師臨床研修制度が開始されて減少したというよりは、本市の伝統的な課題である。

イ 保健分野

- ・生活習慣病の予防は重要であるが、それ以前に、自らの体調管理等 に配慮できる労働環境、生活環境が整っていることが前提となる。
- ・医療費の高騰は、高齢化だけでなく、高度医療も大きな要因の一つ。

⑦ 社会保障

市町村が裁量権を有する分野でないため、独自政策はなく、特に主要な意見は提出されなかった。

3 対応

- (1) 提出された意見については、原則、それに沿って修正する。
- (2) 上記によって、修正した基本計画については、庁内における調整後、次回の部会で、再び審議に付す。

総合計画審議会「行政経営部会」第2回審議における審議結果等の報告

日時:平成22年7月2日(金)

場所:敦賀市役所3階 第3会議室

1 審議会委員

(1) 出席者

吉田委員(副部会長)、楠委員

(2) 欠席者

田泉委員(部会長)、奥村委員

- 2 調整項目(主要意見)
- (1)基本構想

無し

(2)基本計画

- ① 地方分権
 - ・「説明責任」、「応答性」といったものは、敦賀市としての行政姿勢であって施策や政策ではないと考えられる。

② 多様な担い手とより開かれた地域社会の実現

- ・「現況と課題」について、「零れ落ちる公共的な需要を汲み取る存在」 という記述は、行政が上で、NPO等が下ということを規定している ように読み取れるため、表現を変更すべき。
- ・行政とNPO等が対等な存在とした記述とすべき。

③ 効率的な行政と行政サービスの向上

- ・「基本的な方向性」の「(1)行政運営の効率化と見直し」について、「間接的な作業」は、管理部局の効率化を指すと解するが、具体的な例示がないと市民は分からない。
- ・「基本的な方向性」の「(2)行政サービスの向上と新しい取組」について、「新しいサービス」等について、具体的な例示がないと市民は分からない。
- ・既存公共施設等の整理統合等に関する記述を検討する。

3 対応

- (1) 提出された意見については、原則、それに沿って修正する。
- (2) 上記によって、修正した基本計画については、庁内における調整後、次回の部会で、再び審議に付す。

総合計画審議会「産業観光部会」第2回審議における審議結果等の報告

日時:平成22年7月6日(火)

場所:敦賀市役所3階 第3会議室

1 審議会委員

(1) 出席者

有馬委員(部会長)、井上委員(副部会長)、田波委員、濵上委員、中川委員 坂井委員、小畑委員

(2) 欠席者

無し

2 調整項目(主要意見)

(1)基本構想

・基本目標について、「(3) ぬくもりに満ちたまちづくり」、「(5) あたた かさを育むまちづくり」は、漢字に直すと同じになり、意味合いも似通 っているため、いずれかを変更すべき。

(2) 基本計画

① 全体的事項

・全体的に、文章量を減らし、文章表現を簡潔化する。

② 工業の振興と流通網の展開

- ・土地の狭小さは事実であるが、今さらどうしようもないことであるので、狭小さを事実として受け止め、そこから発展的なかたちで、後ろ向きでない記述内容に変える。
- ・流通網として陸上交通網しか読み取ることができないため、海上交通網(敦賀港)の利用促進を加える。
- ・図表9-1から、事業所数等が横ばいないしは減少傾向にあることから、広域交通網の発展が事業所数に寄与しているようには読み取れない。広域交通網と工業の位置づけを明確にして、論理を整理する必要性がある。

③ 商業の振興

- •「現況と課題」において、広域交通網の発展と商業の関係性に言及しているのに、「基本的な方向性」にはそれに対応する項目がない。
- ・空き店舗対策として、学生相手の支援を行うべき。

④ 農林水産業の振興

ア農業

・敦賀で行う農業としては、農地の集積と将来的には農家の法人化が 必要

イ 林業

- ・木材需給率を50%まで上げる取組が今後重要になる。
- ・林業の再生には、行政の支援として、林業に係るコストの低減化が 必要となり、その手段として、林道整備が必要になる。

ウ 水産業

・ 量販店への相対取引の対策として、市場経由率の向上は必要で、その中で、大漁市場の P R 等が必要になる。

⑤ 雇用環境の改善

・ワーキングプア対策について、記述の加筆を検討する。

⑥ エネルギーと産学官連携による地域振興

- ・工業の振興と同様に、市民に直結する地域振興が必要。
- ・三法交付金の使途拡充は必要だが、その取組について、市だけではな く、原子力事業者からの協力を得られないか。

⑦ 観光の振興

- ・観光資源といったハード面、イベント等のソフト面が一体となった取 組が必要。
- ・地元に経済的な便益が生じる観光振興策が重要。端的な例として、花 火大会は、その経済効果があまり望めない。
- ・二次アクセスの確保について、電車と車での来訪者によってその意味 合いや重要性が異なるため、記述内容の変更を検討。

3 対応

- (1) 提出された意見については、原則、それに沿って修正する。
- (2) 上記によって、修正した基本計画については、庁内における調整後、次回の部会で、再び審議に付す。

総合計画審議会「教育文化部会」第2回審議における審議結果等の報告

日時:平成22年7月6日(火)

場所:敦賀市役所3階 第3会議室

1 審議会委員

(1) 出席者

千葉委員(部会長)、古市委員、有馬委員

(2) 欠席者

籠正義(副部会長)、中村委員、木原委員

2 調整項目(主要意見)

(1)基本構想

無し

(2)基本計画

① 全体的事項

- ・全体的に、文章量を減らし、文章表現を簡潔化する。
- ・具体的な取組の記述を加える。

② 地域社会の発展の礎を築く教育の振興

•「現況と課題」、「基本的な方向性」いずれについても、具体的な取組の 記述を加える。

(例) 角鹿中学校の合併問題 等

- ・「基本的な方向性」の「(3) 高等学校教育の充実」を削る。
- ・あわせて、「(2) 小中学校教育の充実」を「義務教育の充実」等に名 称を変更する。

③ 国際交流・広域連携

- ・「現況と課題」について、経済的発展に基づく交流というより、文化的 な交流に力点を置いた記述とする。
- ・「基本的な方向性」の「(1)国際交流の促進」についても、文化を前面に出すよう修正する。
- ・これまでの交換留学等の経年の状況を添付する。

④ 新しい時代の社会教育の充実と活性化

- ・「基本的な方向性」の「(2) 利用しやすい環境の創出」の中に、社会 教育施設の中核を担う図書館を特に加える。
- ・公民館は入りやすい環境となっておらず、利用しても良いという雰囲 気になっていない。そのため、環境改善に関する取組が必要

⑤ 文化の振興と郷土への誇り

- ・地区の祭り等の一覧表等を掲載できないか検討する。
- ・「基本的な方向性」の「(2)活動拠点の整備」について、博物館の整備等について、具体的な記述を加えるとともに、今後の博物館のあり方についても言及する。

⑥ スポーツの振興と新たな役割

・金ヶ崎緑地等の既存施設等の利活用についての記述を検討する。

3 対応

- (1) 提出された意見については、原則、それに沿って修正する。
- (2) 上記によって、修正した基本計画については、庁内における調整後、次回の部会で、再び審議に付す。

総合計画審議会「生活環境部会」第2回審議における審議結果等の報告

日時:平成22年7月7日(水)

場所:敦賀市役所3階 第3会議室

1 審議会委員

(1) 出席者

福井委員(部会長)、高木委員(副部会長)、大森委員、中村委員、美尾谷委員、森田委員

(2) 欠席者

無し

2 調整項目(主要意見)

(1)基本構想

•13 頁の概念図について、基本目標が矢印型で表現されているが、これが直接、3 つの将来のビジョンとの直接的な関連性が感じられるため、矢印型の表現は避けるべき。

(2)基本計画

① 全体的事項

・「基本的な方向性」について、具体的な取組について加えるべき。

② 環境の保全と持続可能な開発

- ・水俣病といった具体的な公害問題を取り上げると、敦賀市の現況には そぐわないこととなる。
- ・「基本的な方向性」の「循環型社会の形成」に関して、熱量活用等について加筆を検討する。
- ・「基本的な方向性」の「自然共生社会の形成」に関して、これを中心と した記述にできないか検討する。

③ 消防活動の充実

- ・共助による防災対策が求められる中で、災害に関する情報が一層重要 になるため、河川の水位等に関して、RCNやラジオ等を用いた情報 伝達に関して記述を検討する。
- ・救急業務について、コンビニ診療の抑制のような、ソフト面における 具体的な取組が必要

④ 災害への対応と美しい郷土の保全

・「基本的な方向性」の「地域の自主防災組織の育成」に関して、女性に 配慮した避難所の運営・設営等について、加筆を検討する。 ・市民(特に若者)を自主防災組織に参加させる動機付けに関する記述 について、加筆を検討する。

⑤ 原子力安全

・原子力安全に関して、市民の不安を払拭するには、防災体制が整備されることが重要であるが、それ以上に、防災体制について、市民に周知させることがより重要。

⑥ 日常の安全の確保

・「現況と課題」について、下から 11 行目と 7 行目の「振り込め詐欺」 に関する記述が重複するため、いずれかを削除し、簡素化する。

3 対応

- (1) 提出された意見については、原則、それに沿って修正する。
- (2) 上記によって、修正した基本計画については、庁内における調整後、次回の部会で、再び審議に付す。

総合計画審議会「総合調整部会」第4回審議における審議結果等の報告

日時:平成22年7月20日(火)

場所:敦賀市役所4階 第401会議室

1 審議会委員

(1) 出席者

川上洋司委員(会長)、有馬委員(部会長)、坂本委員、福井委員、村上委員、千葉委員

(2) 欠席者

川上究(副会長)、田泉委員、伊藤委員

2 審議結果

- ・基本構想(案)における各部会の主要意見及び調整項目の確認
- ・基本構想答申案の決定 ※各部会の主要意見等については、別紙参照

3 対応

今回決定した基本構想答申案について、総合計画審議会(全体会)の審議に付す。

各部会の主要意見及び調整項目

	区 分	調整項目	内	容	都市基盤部会	意 生活環境 部会	見 健康福祉・ 衛生部会	提 出 産業観光 部会	部 教育文化 部会	会 行政経営 部会	総合調整部会
□ これからの敦賀のまちづくり	1 今後の敦賀のまち づくりにおける重要課題	「効率的な都市経営の確立」 の内容の変更	コンパクトシティは、 の手段であって、目 ところではないため や「豊かさ」といった きまちの視点を加え	指すべき)、「住む」 :目指すべ	0	마포	0	라	라	라	조대
	2 これからの敦賀のま ちづくりにおいて大切な こと	文章構成の変更	人口減少社会や成いった社会環境の の前文に配置する	変化はⅢ			0				0
において大切な		「敦賀のまちづくりの方向性」	基本理念等と重複削除する。	するため、							0
I 基本構想	3 基本理念	「自律」の表現変更	もう一方、「自立」とり、かつ分かり難いるため、表現を変更	表現であ	0	0	0	0	0	0	
		全体を文章表現へ変更	「自立」といったキー 強調した表現を、文 変更する。	-ワードを (章表現に							0
	4 将来都市像	「人と希望」の表現変更	「人と希望」が並列 いため、表現を変す		0						0
		「魅力を一層高める」について 具体的な表現を追加	「魅力」について、『 を指すのか不明確 で「暮らし」や「住む 生活に関係する表 ている。	であり、か			0		0		
		「基本理念」からの繋がりを明 確化	「基本理念」からの 不明確であるため、 明確化する	繋がりが 、繋がりを			0				0
	「自立(自律)的発展航路」	当該項目自体を削る	将来都市像のサブび当該頁を削除す		0						0
	将来都市像の具体的イメージ	文章表現の簡素化	各項目の将来のビ いて、文章表現を分 く、簡素化する。		0						0
		「持続的な活力にあふれるま ち」	都市の継続性は手目的でないため、そる目的として「住む」 さ」といったイメージ変更する。	で つ う つ り つ り し し り し り り り り り り り り り り り り	0		0		0	0	
		具体的イメージの構成変更	具体的イメージにて将来都市像」本体にる。	ついて、「4 こ内包させ							0
Ⅱ 戦略目標の設定	2 戦略目標の設定	全体の整合性の担保	「基本理念」→「将え →「戦略目標」まで、 整合性を担保する。	の全体の	0		0		0		0
		市民目線の目標設定	市民のアンケート新設定に反映させるが日線の目標設定と	など、市民	0						
		戦略目標を基本目標へ変更	戦略目標という表現の重複があるため、 へ変更する。						0		0
	3 戦略目標を進めるし くみ	基本理念及び将来都市像の 変更とあわせて、小題等を変 更	基本理念及び将来 変更したことに伴い 標を進める上で、市 まちづくりを推進す へ変更	、 戦略日							0

第2回敦賀市総合計画審議会

日時:平成22年8月12日(木)

午前10時00分~

場所:敦賀市役所 4階講堂

次 第

- 1 開会
- 2 審議経過及び答申(案)の内容について
- 3 基本構想答申 (案) の採決
- 4 閉会

第2回総合計画審議会における審議結果等の報告

日時:平成22年8月12日(木)

場所:敦賀市役所 4階講堂

- 1 審議会委員
- (1) 出席者

26人

(2) 欠席者

11人

2 審議結果

基本構想答申決定

- 3 今後の日程
 - ・基本構想について8月中に答申
 - ・9月以降、前期基本計画の審議継続。

敦賀市総合計画審議会答申式 次第

日時:平成22年8月19日(木)

午前9時45分~

場所:敦賀市役所2階 特別応接室

次 第

- 1 開会
- 2 答申
- 3 市長あいさつ
- 4 閉会

2 前期基本計画に関する審議結果等

総合計画審議会「教育文化部会」第3回審議における審議結果等の報告

日時:平成22年9月30日(木)

場所:敦賀市役所4階 第401会議室

1 審議会委員

(1) 出席者

千葉委員(部会長)、古市委員、有馬委員

(2) 欠席者

籠委員(副部会長)、中村委員、木原委員

2 調整項目(主要意見)

(1) 地域社会の発展の礎を築く教育の振興

- ・敦賀市の教育行政、敦賀市ならではの教育の推進がどのようなものか明示する。
 - →新敦賀っ子教育推進プラン(敦賀スタンダードの構築をめざして)を 掲載する。
- ・基本的な方向性「(4) 青少年の健全育成」に、自然の家等を中心とした 体験学習を加える。

(2) 新しい時代の社会教育の充実と活性化

・掲載写真について、現在掲載している生涯学習センターから、粟野公民 館もしくは中郷公民館とする。

(3) 文化の振興と郷土への誇り

- ・11 頁見出し「文化にあふれた魅力と心豊かな市民性」から「文化にあふれた魅力あるまちと心豊かな市民性」へ修正。
- ・基本的な方向性「(2)活動拠点の整備」から「活動拠点の整備・拡充」 へ修正。
- ・基本的な方向性「(2)活動拠点の整備」の記述内容について、これまでの敦賀市歴史文化資産検討委員会による答申、敦賀市新博物館建設検討委員会による答申を踏まえ、新館整備に向けた検討を明記する記述に変更。

(4)スポーツの振興と新たな役割

原案どおり裁決。

(5) 国際交流・広域連携

・基本的な方向性「(2) 広域連携の強化」に、国内の姉妹都市との交流推 進の記述を加える。

総合計画審議会「行政経営部会」第3回審議における審議結果等の報告

日時:平成22年10月4日(月) 場所:敦賀市役所 別館会議室2

1 審議会委員

- (1)出席者 田泉委員(部会長)、楠委員
- (2) 欠席者 吉田委員(副部会長)、奥村委員

2 調整項目(主要意見)

(1) 地方分権

・「現況と課題」について、「法による国や都道府県の関与が定められるな ど」に、具体的な事業等を加えるべき。

(2) 多様な担い手とより開かれた地域社会の実現

・「基本的な方向性」の「(2)より開かれた地域社会の実現」について、「そこで、自らの希望に沿った形で・・・」を「そこで、全ての市民が、自らの希望に沿った形で・・・」へ変更する。

(3) 効率的な行政と行政サービスの向上

- ・「現況と課題」の「一行政の効率化と行政サービスの向上ー」を「効率性 と増大する行政需要への対応 - 」へ変更する。
- ・「現況と課題」の「行政の効率化と行政サービスの向上という相反する課題を同時に達成することが求められています。」を「行政の効率化と増大する行政需要への対応という相反する課題を同時に達成することが求められています。」へ変更する。

3 対応

- (1) 提出された意見については、原則、それに沿って修正する。
- (2) 上記によって、修正した基本計画については、庁内における調整後、次回の部会で、再び審議に付す。
- (2) 修正後、総合計画審議会における「中間とりまとめ」として、パブリック・コメントに付す。
- ※パブリック・コメントの結果等については、別紙

総合計画審議会「都市基盤部会」第4回審議における審議結果等の報告

日時:平成22年10月6日(水) 場所:敦賀市役所3階 第3会議室

1 審議会委員

(1) 出席者

坂本委員(部会長)、室委員(副部会長)、川上委員、二瓶委員、田中委員

(2) 欠席者

桑原委員、森委員

2 調整項目(主要意見)

(1)全体的事項

- •「現況と課題」と「基本的な方向性」における重複表現を削除する。
- ・「基本的な方向性」について、「現況と課題」を受けて、重複表現を排除 しつつ、取組む事項をできる限り具体的に記述する。

(2)計画的な土地利用と調和のとれたまちづくり

- ・敦賀市の土地利用に関する現状を加える。
- ・「財政的な側面等からの効率性」について、効率性の表現を縮小し、都市 の持続可能性、住みやすさの向上等を強調した表現とする。
- ・「コンパクトシティの形成に取組むとともに、それが単なる郊外の切捨て にならないよう、」について、「単なる郊外の切捨てにならないコンパク トシティの形成に取組むことで、・・・」に変更する。
- ・「基本的な方向性」の「(2)調和のとれたまちづくりの推進」に「郊外 生活基盤整備」を加える。
- ・「人々を魅了する都市の美しさの創出」について、基本構想にも記述のある「魅力ある都市」を目的化し、そのための手段として、「基本的な方向性」に定める「(2)調和のとれたまちづくりの推進」、「(3)都市としての美しさの創出(景観)」を位置づける。
- 3頁の図を削除する。

(2) 市街地の活性化

- ・文頭「わが国」を削除する。
- 「にぎわいの喪失が懸念される」を「直面する」へ変更する。
- ・「基本的な方向性」の「(1) 市街地の区域と整備方針等の設定」について、「新しい敦賀市都市計画マスタープランで設定していきます。」を敦 賀駅舎、駅西地区等に関する具体的な表現を加え、「敦賀市都市計画マス

タープランの見直し」により「設定していく」こととする。

- ・「基本的な方向性」の「(3) 中心市街地の活性化」について、定住の拡大を起点とする商業機能の充実という流れに変更するとともに、定住の拡大のために定住支援や交流拠点の形成といった表現を加える。
- 7頁の図を削除する。

(3)地域活力の基盤となる交通網の整備

- ・「現況と課題」及び「基本的な方向性」に共通して、重複して使用されて いる「コンパクトシティ」の表現を削減する。
- ・冒頭の「全てにおいて・・・都市以外において、」を削除する。
- ・前述に替えて、都市の発展が、「他地域との交流と密接に係ること」→「その基盤として交通網の発達」→「とりわけ敦賀においては重要となる」という流れに変更する。
- •「直流化開業」を「IR直流化開業」に変更する。
- ・「本市を新たな居住地域や通勤・通学園として提供する契機」を「居住地域の広域化の契機」、「経済活動等の高次化の契機」などの表現に変更する。
- ・「基本的な方向性」の「(1) 広域交通網の整備促進」について、北陸新 幹線が前段へ、在来線を後段へ変更する。

そして、スモールインターの整備・利活用の追記を検討する。

(4) 基礎的な居住環境

- 「労働者等」を「就業者等」へ変更する。
- ・公園の表現について、「公園・緑地、レクリエーションを含めた公共空間 の官民一体となった整備」へ変更し、その中でも公的な役割として、公 園整備・維持運営に取組むこととする。
- ・「基本的な方向性」の「(2)公園の整備」について、「(2)公園の整備・ 利活用等」へ変更する。
- ・「基本的な方向性」の「(3)生活道路の整備」について、除雪の質の向上を加える

(5)港の活性化

- ・「-敦賀港の近代化-」について、原則、削除する。
- ・「本市の独自性」を独自性の内容が分かるように、「地理的優位性」等の 表現を追記する。
- ・「本市の文化を築くとともに、アイデンティティそのものである・・・」 について、表現を簡素化する。
- •「海運物流の拠点」を「物流の拠点」へ変更する。
- •「敦賀港の近代化」を「敦賀港の高度化」へ変更する。

・「基本的な方向性」の「(1) 港の整備促進と利用促進」を「(1) 港の利 用促進と整備促進」変更する。

内容についても、利用促進を前段に、そのための整備促進を後段へ構成 を変更し、整備促進の内容を具体的にする。

また、新設された「敦賀国際ターミナル株式会社会社」を削除し、関係機関との連携等へ、表現を変更する。

・「基本的な方向性」の「(2) 港まちとしての魅力の創出」について、「川崎・松栄埠頭」を本市が管理する「金ヶ崎緑地」や「ムゼウム」に変更する。

3 対応

- (1) 提出された意見については、原則、それに沿って修正する。
- (2) 上記によって、修正した基本計画については、庁内における調整後、次回の部会で、再び審議に付す。
- (2) 修正後、総合計画審議会における「中間とりまとめ」として、パブリック・コメントに付す。
- ※パブリック・コメントの結果等については、別紙

総合計画審議会「産業観光部会」第3回審議における審議結果等の報告

日時:平成22年10月7日(木)

場所:敦賀市役所4階 第401会議室

1 審議会委員

(1) 出席者

井上委員(副部会長)、濵上委員、坂井委員、小畑委員

(2) 欠席者

有馬委員(部会長)、田波委員、中川委員

2 調整項目(主要意見)

(1) 工業の振興と流通網の展開

原案どおり裁決。

(2) エネルギーと地域振興

・「基本的な方向性」の「(1)産学官の連携による地域振興の推進」の文中に、エネルギー産業との共生の推進による効果として、雇用者数の増加といった具体的な表現を加える。

(3) 商業の振興

- 「基本的な方向性」において、全体的に商業における明るい展望が開ける ような表現とする。
- ・これまでの空き店舗対策の状況の推移(グラフ等)を掲載する。

(4)観光の振興

- ・「現況と課題」、「基本的な方向性」において、直流化後の今後の展開として、舞鶴若狭自動車道に対する観光業の展望を加えるように全体的に修正する。
- ・「基本的な方向性」の「(2)観光地としての魅力を増進する施策の展開」、「(3)市内の公共交通サービスの充実と利用促進」において、花火大会等のイベントや観光施設等の観光資源の活用において、その観光効果が波及していくような記述へ変更する。

(5)農林水産業の振興

原案どおり裁決。

(6) 雇用環境の改善

原案どおり裁決。

3 対応

- (1) 提出された意見については、原則、それに沿って修正する。
- (2) 上記によって、修正した基本計画については、庁内における調整後、次回の部会で、再び審議に付す。
- (2) 修正後、総合計画審議会における「中間とりまとめ」として、パブリック・コメントに付す。
 - ※パブリック・コメントの結果等については、別紙

総合計画審議会「生活環境部会」第3回審議における審議結果等の報告

日時:平成22年10月12日(火)

場所:敦賀市役所4階 第401会議室

1 審議会委員

(1) 出席者

高木委員(副部会長)、大森委員、森田委員

(2) 欠席者

福井委員(部会長)、中村委員、美尾谷委員

2 調整項目(主要意見)

(1)環境の保全と持続可能な開発

・「基本的な方向性」の「(5) 良質な水の安定供給の確保」について、「災害に強い施設の整備を図ります。」を、具体的な記述を付加するか、表現自体の修正等を検討。

(2) 消防活動の充実

・「基本的な方向性」の「(2)地域総合防災力の強化」について、他の市等に先駆けて、これまでも組織化等の取組を行ってきたことを踏まえて、「消防活動を行う体制づくりを推進します。」を、「充実します。」へ変更する。

(3) 災害への対応と美しい郷土の保全

・自主防災組織の組織率の推移等のこれまでの取組が一覧することができる表を掲載する。

(4)原子力安全

原案どおり裁決。

(5) 日常の安全の確保

・原案どおり裁決。

3 対応

対応については、以下のとおり。

- (1) 提出された意見については、原則、それに沿って修正する。
- (2) 上記によって、修正した基本計画については、庁内における調整後、次回の部会で、再び審議に付す。
- (2) 修正後、総合計画審議会における「中間とりまとめ」として、パブリック・コメントに付す。

※パブリック・コメントの結果等については、別紙

総合計画審議会「健康福祉・衛生部会」第3回審議における審議結果等の報告

日時:平成22年10月14日(木)

場所:敦賀市役所4階 第401会議室

1 審議会委員

(1) 出席者

村上委員(部会長)、川上委員、櫻井委員、福田委員

(2) 欠席者

奥田委員(副部会長)、林委員

2 調整項目(主要意見)

(1)地域福祉の充実

- ・用語解説において、「福祉」について定義を加える。
- ・用語解説において、「自助」、「共助」、「公助」の定義を加える。

(2) 高齢者福祉

・「現況と課題」について、「急激な高齢化と核家族化が同時に進行する中で、とりわけ重要であるのは、「自助」であると言えます。」を、「共助」 も交えつつ、特に重要であるのが「自助」であるという記述に変更する。

(3) 障がい者福祉

- ・「基本的な方向性」の「(4)障がい児支援の強化」を、障害者の包括的な支援も含んだ見出しへと変更する。
- ・上記に伴い、成人等において、気づかれない人々に対する包括的支援の 検討を加える。
- ・上記の方法の一つとして、市民への理解を深める、広報・啓発活動の強 化の追記を検討する。

(4)児童福祉

・「現況と課題」及び「基本的な方向性」の「(3)包括的な子育て環境の整備」について、若年世代(子育て世代)の雇用安定化を追記する。

(5) 医療・保健体制の充実

- ・「現況と課題」の「一医療と保健分野の連携と保健分野の課題ー」について、メタボリック・シンドロームの概念導入が最終的に医療費抑制につながらないことから、「医療費抑制の観点から・・・求められています。」を削除。
- ・「基本的な方向性」の「(1) 市立敦賀病院の医療提供体制の充実」について、下記の問題を追記しつつ、それを踏まえ、医師確保等について、

病院間の連携による合理的な医療提供体制の強化等の表現に変更。

- i) 医師確保が中長期的に結果が出るものでないこと。
- ii)・回復期、慢性期医療の不足という問題があること。

(6) 社会保障

原案どおり裁決。

3 対応

- (1) 提出された意見については、原則、それに沿って修正する。
- (2) 上記によって、修正した基本計画については、庁内における調整後、次回の部会で、再び審議に付す。
- (2) 修正後、総合計画審議会における「中間とりまとめ」として、パブリック・コメントに付す。
- ※パブリック・コメントの結果等については、別紙

第6次敦賀市総合計画前期基本計画に関する パブリック・コメントの結果の概要

1 実施時期

平成22年11月10日~12月10日(30日間)

2 応募件数

12件

3 印象

・年代別で見た場合、60歳代が最も低く、70歳代以上で、30歳代及び40歳 代と同水準まで上昇している。

4 わかりやすさ

年代別で見た場合、上の年代になるほど、低下していく傾向にある。

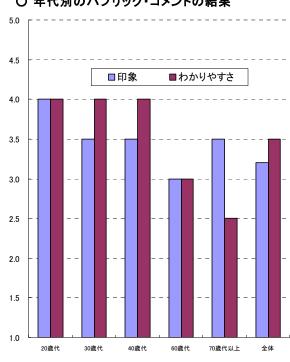
5 全体

- ・印象、わかりやすさ について、いずれも 20 歳代が最も高く評価し、60 歳代が最も低い評価となっている。
- ・印象、わかりやすさ について、概ね加齢により低下傾向にあるが、印象 については60歳代を底とし、70歳代以上で上昇している。

区 分	£D.	象	ゎ	か	Ŋ	ゃ	す	ż		
20歳代	4.0			4.0						
30歳代	3.5			4.0						
40歳代	3.5			4.0						
60歳代	3.0	3.0								
70歳代以上	3.5	2.5								
全体	3.2	3.2			3.5					

※50歳代の回答無し

〇 年代別のパブリック・コメントの結果



6 意見

No 意 見 内 容 防災対策について、笙の川、堂新橋の上流の堤防を広げる計画が、20年前から云われていたが、いま |だ実施していない。この箇所は危険性が高いのであるから、堤防決壊という災害がなっては遅い。早急 に堤防拡張の必要があると思う。 雇用対策の充実を行ってほしい。 1. 交通網の整備の基本的な方向性(3)市内幹線道路の整備について、特に白銀岡山線整備は、喫緊 3 の課題である。27号バイパス交差の改善、特に安全性の最重点。 2. 公共下水道事業(汚水)計画より遅れの修正要 商店街の活性化が第1と考えます。大型店も必要かと思いますが、歩けるまちづくりが必要です。 4 5 農業がだめにならないよう助けてください。 ・東アジアとの結びつきを強調しているが、こんな不安定な地域を拠りどころにしている事が間違いだと 思う。航路は、今は東アジアにしかないかもしれないが、いずれ、東南アジアやインド航路も開拓し、太平 洋側の主要港を補填する港としてアピールすべきと考える。なぜなら、東アジアにはそう遠くない将来、 大きな衰退の可能性があるからだ。場合によっては台湾海峡航路の寸断による石油輸入ルートの確保 のため、北極ルートを国と一緒に開拓し国のために働く重要拠点敦賀を構築するべきである。 ・コンパクトシティと言うが、無闇に市街地を広げたのは誰か?人が集積する学校や事業所を郊外に追 いやったのは、都市計画の大失敗である。人口が2倍になれば辻褄が合うが、現状では夢物語である。 今からでも遅くはない。大転換をすべきである。電源財源を使うなら、短大を市街地へ移転すべきであ る。若者が市街地の戻れば、必ず企業が市街地に店を出す。需要が高まれば、公費を出さなくとも民間 の力で勝手にオフィスビルが建ち、マンションが建つ。市は第1弾だけ突破すればいいだけだ。前期基本 計画ではずるずると市が負担を継続することになる。 ・企業に寄附を求めるよりも、企業の本社、支社を市街地に呼び込む営業をすべきだ。お金は尽きるが、 人は人を呼び込む。活性化のためには、市街地の昼間人口を増やすことだ。 ・大胆かもしれないが、敦賀は福井県に在るべきではないと考える。敦賀市独自にでも福井県からの離 脱を表明すべきである。手始めに、関西電力エリアへの移転。アーバンネットワークへの参入など、民間 への営業と共に、滋賀県、京都府への編入を公言し、全国に発信する。徒労に終わってもいい。必ず何 かが変わるはずである。公言に費用は要らない。私が先頭に立って営業、広報をしても良い。 ・新幹線は敦賀には要らない。将来、新幹線が有る町とない町では違うと言うが、米原は知名度以外に 何が変わったと言うのか?新幹線は、来てくれというものではなく、向こうから敦賀に通させてくれと言わ せるものである。新幹線の計画が遅れているのは絶好のチャンスである。今こそ、大胆な提言を持って、 <u>敦賀に注目させるべき時である。</u> これから駅周辺がされるとのことですが、駅前に待ち合わせができるようなスペース(気軽に入れるコー 7 ヒーストア等)を作ってみてはどうでしょうか。 そのような場所があると観光客も電車を待つ間、気軽に利用でき、便利だと思います。 ・基本計画の中に書いてあることについて、概ね理解できる。 ・敦賀市民ひとりひとりがこの総合計画をすきになり、誇りに思える市になってほしい。 8 |・女性として、出産・育児の部分は、とても興味深いです。子どもを産んで、産めば、産むほど働かなくて も、生活していけるだけのお金をもうける制度をつくれば、少子化にはどめがかかるのではないか?就労 と出産・子育ての二者択一ではよくないと思う。 9 |児童福祉など子ども達の未来につながる政策に是非力をいれていただきたいと願っている。 観光の振興について 魅力の発信と体感と定義しているが、肝心要の経済的効果やその取組が全くない。ハッキリ言えば「金 10 儲け」である。原発交付金に代わるものとして一から出直して、腰を据えて取り組むべきである。 報告書形式は、一見興味がもてるような方式にすべきである。 アンケート形式は、別添物を見なければならないようなものは不適。 11 敦賀市の街路灯がもう少し増えるとうれしいです。

総合計画審議会「行政経営部会」第4回審議における審議結果等の報告

日時:平成23年1月17日(月)

場所:敦賀市防災センター3階 小作戦室

1 審議会委員

(1) 出席者 田泉委員(部会長)、吉田委員(副部会長)、楠委員、奥村委員

(2) 欠席者 無し

2 調整項目(主要意見)

- (1)地方分権
 - ・原案どおり裁決。
- (2) 多様な担い手とより開かれた地域社会の実現
 - ・原案どおり裁決。
- (3) 効率的な行政と行政サービスの向上
 - ・原案どおり裁決。
- 3 対応

- (1) 提出された意見については、原則、それに沿って修正する。
- (2) 上記によって、修正した基本計画については、庁内における調整後、次回の部会で、再び審議に付す。
- (2) 修正後、総合計画審議会における「中間とりまとめ」として、パブリック・コメントに付す。
- ※パブリック・コメントの結果等については、別紙

総合計画審議会「生活環境部会」第4回審議における審議結果等の報告

日時:平成23年1月18日(火)

場所:敦賀市役所4階 講堂

1 審議会委員

(1) 出席者

高木委員(副部会長)、中村委員、森田委員、美尾谷委員

(2) 欠席者

福井委員(部会長)、大森委員

2 調整項目(主要意見)

(1)環境の保全と持続可能な開発

- ・「基本的な方向性」において、「(1) 自然共生社会の形成」を「(1) 自 然環境保全の推進」等の表現へ変更する。
- ・また「自然共生社会の形成」を「基本的な方向性」の前文に用い、当該 基本計画における基本的な方向性を包括した目標として位置づける。
- ・「熱回収」について、将来(次期計画)への記述を検討する。

(2)消防活動の充実

・原案どおり裁決。

(3) 災害への対応と美しい郷土の保全

・原案どおり裁決。

3 対応

- (1) 提出された意見については、原則、それに沿って修正する。
- (2) 上記によって、修正した基本計画については、第3回全体会の裁決に付す。

総合計画審議会「教育文化部会」第4回審議における審議結果等の報告

日時:平成23年1月21日(金)

場所:敦賀市役所4階 講堂

1 審議会委員

(1) 出席者

千葉委員(部会長)、籠委員(副部会長)、古市委員、有馬委員

(2) 欠席者

中村委員、木原委員

2 調整項目(主要意見)

(1) 地域社会の発展の礎を築く教育の振興

- ・「基本的な方向性」の「(2)義務教育の充実」について、敦賀スタンダードは既に作成してあるものであるので、「それを着実に実現する」という記述に変更する。
- ・「基本的な方向性」の「(4) 青少年の健全育成」について、「行政を主体 とした取組だけでなく」という記述は、これまでの市民活動の軽視につ ながる可能性があるため、「これまでの活動の充実や有機的な連携・制度 化等を強化する」といった記述とする。

(2)新しい時代の社会教育の充実と活性化

・「基本的な方向性」の「(2)利用しやすい環境の創出」について、「広い市民の方々に気軽に学習する機会を提供するため、学校、保育園等へ」を「幼稚園、学校、保育園等」にする。

(3) 文化の振興と郷土への誇り

・「現況と課題」の「文化にあふれた魅力あるまちと心豊かな市民性」を「文 化に身近に触れ合える魅力あるまちと心豊かな市民性」といった記述に 変更。

(4)スポーツの振興と新たな役割

・「基本的な方向性」の「(2) 競技スポーツの振興」について、「指導等」 を「指導者等」へ変更。

(5) 国際交流・広域連携

・「現況と課題」の「広域連携拠点としての敦賀」について、関西地方だけでなく中京圏も加える。

3 対応

- (1) 提出された意見については、原則、それに沿って修正する。
- (2) 上記によって、修正した基本計画については、第3回全体会の裁決に付す。

総合計画審議会「都市基盤部会」第5回審議における審議結果等の報告

日時:平成23年1月24日(月)

場所:敦賀市役所4階 講堂

1 審議会委員

(1) 出席者

坂本委員(部会長)、室委員(副部会長)、川上委員、二瓶委員、田中委員

(2) 欠席者

桑原委員、森委員

2 調整項目(主要意見)

(1)計画的な土地利用と調和のとれたまちづくり

- ・「現況と課題」について、「歩いていける範囲に都市の機能を集約して、」 を「歩いていける範囲に基礎的な生活支援機能を集約するとともに、中 心市街地に多能な都市機能を集約して、」へ変更する。
- ・「現況と課題」について、「地域の活力の低下を抑制する」⇒「地域の活力を高めるとともに」に変更する。
- ・「現況と課題」について、「生活道路をはじめとした生活基盤の整備」を 追記する。
- ・「基本的な方向性」の「(2)調和のとれたまちづくりの推進」について、 「都市の魅力の重要な要素である」を「都市としての重要な要件である」 に変更する。
- ・「基本的な方向性」の「(3)都市としての美しさの創出」について、「都市の魅力のもう一つの重要な要素である・・・」を「都市の魅力の重要な要素である・・・」に変更する。

(2) 市街地の活性化

- ・「現況と課題」の「大規模集客施設等の立地をはじめとした商業機能の郊外化」を「商業機能の面で見ると、大規模集客施設等の郊外への立地をはじめとした商業機能の低下や・・・」へ変更する。
- ・「現況と課題」の「どちらか一方が中心となっていくというよりは、双方がともに衰退していく危険性があります。」について表現が悲観的に過ぎるので、「ともに活力を失うことがないように市街地の活性化に取組むことが求められています。」へ変更する。
- ・「基本的な方向性」の「(1) 市街地の区域と整備方針等の設定」について、「新しい敦賀市都市計画マスタープランの見直しを通じて設定していきます。」を「新しい敦賀市都市計画マスタープランの見直しを通じて設

定していくとともに、敦賀市中心市街地活性化基本計画の見直しを行っていきます。」へ変更する。

・「基本的な方向性」の「(3) 中心市街地の活性化」について、「中心市街地の活性化として「定住の促進」、「商業機能をはじめとした多様な都市機能」の充実が重要となる。」を掲げ、続けて個別的な取組を掲載するようにする。

(3)地域活力の基盤となる交通網の整備

- ・「現況と課題」の前文「他の都市との交流と連携に密接に係ってくるとと もに、・・・」を「他の都市との交流と連携の基盤となる交通体系の整備 と進展が非常に重要になります。」へ変更する。
- ・「現況と課題」の「近代から数えて5番目の」を削除する。
- ・「現況と課題」の「人口減少社会等に対応したコンパクトなまちづくりが 求められる一方で、急速な高齢化を背景・・・」を「まちづくりを実現 するための重要な要件となります。さらに急速な高齢化を背景・・・」 へ変更する。
- ・「基本的な方向性」の「(3) 市内幹線道路の整備」について、「西浦1、 2号線」を加える。

(4) 基礎的な居住環境

- ・「現況と課題」について、「全ての市民が豊かな住環境を享受できるよう、・・・」のうち「全て」を削除する。
- ・「現況と課題」について、「市街地のにぎわいが失われることが懸念される中で、・・・」を「市街地のにぎわいの喪失に直面している中で、・・・」 に変更するか、もしくは削除する。
- ・「基本的な方向性」について、前段における「三つの地域生活」のうち「三つ」を削除する。
- ・「基本的な方向性」について、「バリアフリー化、歩道整備等」を加える。

(5)港の活性化

- ・「シームレスアジア」の概念図⇒「敦賀を中心とした航路等」の概念図と する。(新規航路を加える)
- ・「基本的な方向性」に(3)に「人的交流」を加える。

3 対応

- (1) 提出された意見については、原則、それに沿って修正する。
- (2) 上記によって、修正した基本計画については、第3回全体会の裁決に付す。

総合計画審議会「健康福祉・衛生部会」第4回審議における審議結果等の報告

日時:平成23年1月24日(月)

場所:敦賀市役所4階 講堂

1 審議会委員

(1) 出席者

村上委員(部会長)、奥田委員(副部会長)、櫻井委員、福田委員、林委員

(2) 欠席者

川上委員、

2 調整項目(主要意見)

(1) 高齢者福祉

・原案どおり裁決。

(2) 障がい者福祉

・発達障害者支援に関する国の動向及びそれに対応する取組を加える。

(3) 児童福祉

- ・記述が少子化対策に傾倒してすぎているので、子育て支援を重視した内 容への変更を検討する。
- ・子育て総合支援センターといった施設について、子育ての拠点施設といった総称を用いる。
- ・児童虐待に対する取組が不足しているため、追記する。

(4) 医療・保健体制の充実

・原案どおり裁決。

3 対応

- (1) 提出された意見については、原則、それに沿って修正する。
- (2) 上記によって、修正した基本計画については、庁内における調整後、次回の部会で、再び審議に付す。

第3回敦賀市総合計画審議会

日時:平成23年3月17日(木)

午後2時30分~

場所:敦賀市議会 議事堂全員協議会室

次 第

- 1 開会
- 2 各部会報告
- 3 基本計画(答申案)の採決
- 4 閉会

第3回総合計画審議会における審議結果等の報告

日時:平成23年3月17日(木)

場所:敦賀市役所 4階講堂

1 審議会委員

(1) 出席者

24人

伊藤委員

(2) 欠席者

12人

2 審議結果

東北地方太平洋沖地震に伴う未曾有の震災を反映させるため、前期基本計画の継続審議を決定。

3 今後の日程

各部会による前期基本計画の継続審議。

総合計画審議会「教育文化部会」第5回審議における審議結果等の報告

日時:平成23年3月29日(火)

場所:敦賀市役所5階

敦賀市議会議事堂 第1委員会室

1 審議会委員

(1) 出席者

千葉委員(部会長)、籠委員(副部会長)、古市委員、有馬委員

(2) 欠席者 中村委員、木原委員

2 調整項目(主要意見)

東北地方太平洋沖地震に伴う未曾有の震災による基本計画の意見提出

- ・津波等に対して、ハード面の強化は現実的でないが、ソフト面の充実が必然である。そのため、原子力災害や津波等に対応した防災計画の見直しと、新しい要因に対応した避難所等の検討が必要。
- 「災害への対応・・・」、「原子力安全」の記述は概ねそのとおりと考える。
- ・「災害への対応・・・」において、災害に対する基盤は人と地域であること から、自助・共助への取組について、「市民意識の醸成」や「地域のつ ながりの醸成」の記述を充実すべき。
- ・原子力災害に対する原子力教育を実施していく必要がある。
- ・原子力広報は、概ね十分であるが、体系別・水準別の広報施設がないと考 えられるため、系統的な原子力教育を充実していく必要がある。
- ・防災の連絡体制が重要であり、拠点となる防災センター等から市民へいか に効率よく伝えるかといった情報伝達手段の充実が必要。
- ・先の豪雪に関する記述も加えるべき。

3 対応

- (1) 提出された意見については、原則、それに沿って修正する。
- (2) 上記によって、修正した基本計画については、庁内における調整後、次 回の部会で、再び全体会での裁決に付す。

総合計画審議会「産業観光部会」第5回審議における審議結果等の報告

日時:平成23年3月29日(火)

場所:敦賀市役所5階

敦賀市議会議事堂 第1委員会室

1 審議会委員

(1) 出席者

有馬委員(部会長)、井上委員(副部会長)、田波委員、坂井委員、小畑委員

(2) 欠席者

濱上委員

2 調整項目(主要意見)

東北地方太平洋沖地震に伴う未曾有の震災による基本計画の意見提出

- ・原子力に対して、安心・安全、国と事業者との信頼関係の構築が重要。
- ・商工業・農林水産業に対する風評被害対策を行うべき。
- ・「エネルギーと地域振興」については、原子力に対する「安心・安全」、「市 民との信頼関係を損なうことのないこと」を大前提とした記述を加え るべき。
- ・エネルギーと地域振興において、方向性「(2) メリットを感じることができる地域振興の推進」について、メリットと相対するデメリットが巨大すぎるので、「メリット」という表記は適切でない。
- ・豪雪対策を記述すべき。
- ・緊急伝達手段の充実、避難所の整備を記述すべき。

3 対応

- (1) 提出された意見については、原則、それに沿って修正する。
- (2) 上記によって、修正した基本計画については、庁内における調整後、次回の部会で、再び全体会での裁決に付す。

総合計画審議会「都市基盤部会」第6回審議における審議結果等の報告

日時:平成23年3月30日(水)

場所:敦賀市役所5階

敦賀市議会議事堂 第2委員会室

1 審議会委員

(1) 出席者

坂本委員(部会長)、室委員(副部会長)、川上委員、二瓶委員、桑原委員 田中委員

(2) 欠席者 森委員

2 調整項目(主要意見)

東北地方太平洋沖地震に伴う未曾有の震災による基本計画の意見提出

- ・具体的な事実が分かってない中で、それを加えるとなるともう 1 年間ぐら い必要となり現実的でない。
- ・今回の未曾有の災害において、コンパクトシティは確かにデメリットの側 面があるが、通常の災害においてコンパクトシティは減災につながる。
- ・「土地利用」において反映するとなれば、「現況と課題」において、「自然環境との共生や減災対策に配慮した」を加える。「基本的な方向性」の(1)に洪水や津波等の災害に備えたまちづくり(ハザードマップ等の記述を加筆)」等を加える。
- ・東南海大地震の際の代替輸送ルートにおいて北陸は重要 (舞鶴若狭自動車 道は阪神・淡路大震災の際で実証済み)
- ・震災に関連する事項を特出しすべき、その際、全体の構成の関係上、抽出 ではなく、重複しても良いから別立てとする。
- ・別立てにおいて、原子力行政の転換を迎えていることや、防災対策等の再 検証が必要になることを明記するとともに、原子力発電所等への監視強化 が必要。

3 対応

- (1) 提出された意見については、原則、それに沿って修正する。
- (2) 上記によって、修正した基本計画については、庁内における調整後、次 回の部会で、再び全体会での裁決に付す。

総合計画審議会「行政経営部会」第5回審議における審議結果等の報告

日時:平成23年3月31日(木)

場所:敦賀市役所5階

敦賀市議会議事堂 第2委員会室

1 審議会委員

(1) 出席者

田泉委員(部会長)、吉田委員(副部会長)、奥村委員、楠委員

(2) 欠席者

無し

2 調整項目(主要意見)

東北地方太平洋沖地震に伴う未曾有の震災による基本計画の意見提出

- ・今回の災害において、国等から想定外といった反応が返ってくるが、特に 自治体においてそれでは困る。そのため防災計画の見直し等が必要。
- ・今後の防災において、広域連携の視点が必要。
- ・地域の自主防災組織は高齢化している。そのため、自主防災組織の強力な 指導者等の育成・支援が必要。
- ・地域の防災において、平時からの訓練が重要。そのため、行政にはその支援が必要。
- ・市全域を対象とした、原子力防災をはじめとした防災訓練が必要。
- ・災害時において、行政には迅速かつ的確な情報伝達手段が必要。

3 対応

- (1) 提出された意見については、原則、それに沿って修正する。
- (2) 上記によって、修正した基本計画については、庁内における調整後、次 回の部会で、再び全体会での裁決に付す。

総合計画審議会「健康福祉・衛生」第5回審議における審議結果等の報告

日時:平成23年3月31日(木)

場所:敦賀市役所5階

敦賀市議会議事堂 第2委員会室

1 審議会委員

(1) 出席者

村上委員(部会長)、奥田委員(副部会長)、川上委員、福田委員

(2) 欠席者 櫻井委員、林委員

2 調整項目(主要意見)

東北地方太平洋沖地震に伴う未曾有の震災による基本計画の意見提出

- ・現在のまちづくり(住宅、公共施設等)は、災害等を念頭に置いたものではないため、災害の種類等に応じた合理的な配置を検証・検討すべき。
- ・特に、医療施設については、それ自体が災害に耐えうるものであるか否かが問題であり、国立病院近くに、災害時における災害医療の拠点(オフサイトセンター)の整備が将来的に必要。
- ・国の指針や法に準じた災害における制度設計自体、地域性と迅速性の側面 から問題がある。
- ・いつまでも審議を続けることは現実的ではない。
- ・災害の程度や詳細が不明の中で、具体的な記述は困難であり、大きな方向性を記述するにとどめ、具体的なことは災害の詳細が判明した後、検証し、地域防災計画(防災会議)に委ねるべき。

3 対応

- (1) 提出された意見については、原則、それに沿って修正する。
- (2) 上記によって、修正した基本計画については、庁内における調整後、次 回の部会で、再び全体会での裁決に付す。

総合計画審議会「生活環境部会」第5回審議における審議結果等の報告

日時:平成23年4月1日(金)

場所:敦賀市役所5階

敦賀市議会議事堂 第2委員会室

1 審議会委員

(1) 出席者

高木委員(副部会長)、大森委員、中村委員、美尾谷委員、森田委員

(2) 欠席者

無し

2 調整項目(主要意見)

- ・「災害への対応・・・」における「現況と課題」について、今回の震災を加 え、沿岸自治体としての災害対応を大きく見直す必要のあるものである、 ということを加える
- ・「原子力安全」において、「現況と課題」について、新潟中越以下に、今回 の震災、福島第一発電所の件を加える。
- •「原子力特別措置法に基づく原子力防災体制が大幅な見直しが必要になる」 を加え、動向を速やかに反映させていくといった記述を加える。
- ・県、市、協議会等から、様々な要望があり、事態も現在進行形である。⇒ 大きく捉えた方向性を加える。=市長の発言を加える。=防災計画の見直 し等
- ・「災害への対応・・・」において、「基本的な方向性」に(2)地域の自主 防災組織の育成」に、助け合いや共助に関する内容を充実
- ・細かい取組は、実施計画や事務事業に譲るべき。
- ・大きな課題や方向性へのみを記述すべきと考える。

3 対応

- (1) 提出された意見については、原則、それに沿って修正する。
- (2) 上記によって、修正した基本計画については、庁内における調整後、次 回の部会で、再び全体会での裁決に付す。

第4回敦賀市総合計画審議会

日時:平成23年4月15日(金)

午後2時30分~

場所:敦賀市防災センター 3階

災害対策本部室

次 第

- 1 開会
- 2 前期基本計画(答申案)の審議
- 3 閉会

第4回総合計画審議会における審議結果等の報告

日時:平成23年4月15日(金)

場所:敦賀市防災センター 3階

災害対策本部室

- 1 審議会委員
- (1) 出席者

26人

伊藤委員

(2) 欠席者

11人

2 審議結果

前期基本計画の裁決。

3 今後の日程

前期基本計画の答申。

敦賀市総合計画審議会答申式 次第

日時:平成23年4月27日(水)

午後1時00分~

場所:敦賀市役所2階 特別応接室

次 第

- 1 開会
- 2 答申
- 3 市長あいさつ
- 4 閉会